

資料1 合併関連議案

(1)新発田市・豊浦町の任意合併協議会の早期設立に向けた決議

議会第2号

新発田市・豊浦町の任意合併協議会の早期設立に向けた決議

上記決議を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成13年6月15日

提出者	新発田市議会議員
	牛 腸 栄
賛成者	新発田市議会議員
	宮 崎 光 衛
	小 川 弘
	巖 昭 夫
	渋 木 武 衛
	斎 藤 正 衛
	西 方 信 威
	佐 藤 豊 雄

新発田市議会議長 五十嵐 孝 様

新発田市・豊浦町の任意合併協議会の早期設立に向けた決議

地方分権が進むなか、住民に最も身近な自治体である市町村は、自らの判断と責任のもと個性豊かな魅力ある地域づくりが求められており、その役割は一層重要となっている。

近年、住民の日常社会生活圏の拡大、少子・高齢化の進行や多様化する住民ニーズなど、市町村を取り巻く環境は急激に変化しており、厳しい財政状況のなかで、取り組まなければならない課題は、以前より増大している。

さらに、政府税制調査会などで論議されている地方交付税制度の見直しは、財源の多くを地方交付税に頼っている市町村財政に、大きな影響を与えることが予想される。

これらの課題に対応していくためには、広域行政の推進、とりわけ市町村合併により、「広域的な観点からの地域づくり・まちづくり」や「行政サービスの維持・向上」、さらに「行財政基盤の強化」などを進めなければならない。

今、まさに市町村合併は避けて通れない問題であり、自らの地域の将来は、どうあるべきかを考えるなかで、住民とともに合併について検討を行うことが緊急の課題となっている。

平成4年6月に、新発田市、豊浦町の魅力ある個性豊かなまちづくりのために、積極的に会員相互の研修と交流を図り、両市町の発展に寄与する目的で新発田市・豊浦町議員協議会が発足、本年で10年目を迎えたところである。

当協議会は、これまで研修や交流を図りながら、新発田市、豊浦町の一部境界変更、(仮称)南バイパス建設の促進、主要地方道住吉上館線の改良促進や広域農道整備促進など、両市町の関連する問題の処理などに精力的に取り組んできた。

その後、新発田広域圏において、広域行政の新たな課題として、「広域連合」や「市町村合併」などの研究・検討が始まり、当協議会においては、広域連合より、新発田市と豊浦町の合併について、お互いに研究・論議をしようという気運が高まり、研修会や意見交換を重ねてきた。

当協議会は先の総会において、これまでの歩みの上に起ち、できるだけ早い時期に、新発田市と豊浦町の任意合併協議会の立ち上げを要請する決議をしたところである。

ついては、新発田市議会は、新発田市が豊浦町と十分協議のうえ、新発田市・豊浦町の任意合併協議会を早期に設立されるようここに決議する。

平成13年6月15日

新潟県新発田市議会

発議第 2 号

平成 13 年 6 月 11 日

豊浦町議会議長
伊 藤 久 様

提出者	豊浦町議会議員
	金 田 健 蔵
賛成者	豊浦町議会議員
	斎 藤 明
	田 中 武 雄
	小 池 文 広
	斎 藤 浩

新発田市・豊浦町の任意合併協議会の早期設立に
向けた決議（案）の提出について

上記決議（案）を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出します。

新発田市・豊浦町の任意合併協議会の早期設立に向けた決議

地方分権が進むなか、住民に最も身近な自治体である市町村は、自らの判断と責任のもと個性豊かな魅力ある地域づくりが求められており、その役割は一層重要となっている。

近年、住民の日常社会生活圏の拡大、少子・高齢化の進行や多様化する住民ニーズなど、市町村を取り巻く環境は急激に変化しており、厳しい財政状況のなかで、取り組まなければならない課題は、以前より増大している。

さらに、政府税制調査会などで議論されている地方交付税制度の見直しは、財源の多くを地方交付税に頼っている市町村財政に、大きな影響を与えることが予想される。

これらの課題に対応していくためには、広域行政の推進、とりわけ市町村合併により、「広域的な観点からの地域づくり・まちづくり」や「行政サービスの維持・向上」、さらに「行財政基盤の強化」などを進めなければならない。

今、まさに市町村合併は避けて通れない問題であり、自らの地域の将来は、どうあるべきかを考えるなかで、住民とともに合併について検討を行うことが緊急の課題となっている。

平成4年6月に、新発田市、豊浦町の魅力ある個性豊かなまちづくりのために、積極的に会員相互の研修と交流を図り、両市町の発展に寄与する目的で新発田市・豊浦町議員協議会が発足、本年で10年目を迎えたところである。

当協議会は、これまで研修や交流を図りながら、新発田市、豊浦町の一部境界変更、(仮称)南バイパス建設の促進、主要地方道住吉上館線の改良促進や広域農道整備促進など、両市町の関連する問題の処理などに精力的に取り組んできた。

その後、新発田広域圏において、広域行政の新たな課題として、「広域連合」や「市町村合併」などの研究・検討が始まり、当協議会においては、広域連合より、新発田市と豊浦町の合併について、お互いに研究・論議をしようという気運が高まり、研修会や意見交換を重ねてきた。

当協議会は先の総会において、これまでの歩みの上に起ち、できるだけ早い時期に、新発田市と豊浦町の任意合併協議会の立ち上げを要請する決議をしたところである。

ついては、豊浦町議会は、豊浦町が新発田市と十分協議のうえ、新発田市・豊浦町の任意合併協議会を早期に設立されるようここに決議する。

平成13年6月12日

新潟県北蒲原郡豊浦町議会

(2)新発田市・豊浦町合併協議会設置議案

法定協議会設置について

議第 6 7 号

新発田市・豊浦町合併協議会の設置について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、新発田市・豊浦町合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、新発田市・豊浦町合併協議会を設置する。

平成 1 4 年 9 月 1 0 日提出

新 発 田 市 長 片 山 吉 忠

議第 4 1 号

新発田市・豊浦町合併協議会の設置について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、新発田市・豊浦町合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、新発田市・豊浦町合併協議会を設置する。

平成 1 4 年 9 月 1 7 日提出

豊 浦 町 長 芹 野 秀 夫

(3) 廃置分合関連議案

廃置分合について

議第 79 号

新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 15 年 7 月 7 日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入することを新潟県知事に申請することについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 14 年 12 月 3 日提出

新発田市長 片山 吉忠

議第 64 号

新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 15 年 7 月 7 日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入することを新潟県知事に申請することについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 14 年 12 月 9 日提出

豊浦町長 芹野 秀夫

財産処分に関する協議について

議第 8 0 号

新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合に伴う
財産処分に関する協議について

平成 1 5 年 7 月 7 日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 7 条第 4 項の規定により、別紙のとおり北蒲原郡豊浦町と協議のうえ定めることについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 1 4 年 1 2 月 3 日提出

新 発 田 市 長 片 山 吉 忠

議第 6 5 号

新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合に伴う
財産処分に関する協議について

平成 1 5 年 7 月 7 日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 7 条第 4 項の規定により、別紙のとおり新発田市と協議のうえ定めることについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 1 4 年 1 2 月 9 日提出

豊 浦 町 長 芹 野 秀 夫

新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合に伴う 財産処分に関する協議書

平成15年7月7日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

北蒲原郡豊浦町の財産は、すべて新発田市に帰属させる。

平成14年12月10日

新発田市長 片山 吉忠

豊浦町長 芹野 秀夫

議会の議員の在任に関する協議について

議第 8 1 号

新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合に伴う
議会の議員の在任に関する協議について

平成 1 5 年 7 月 7 日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡豊浦町の議会の議員の在任について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 4 0 年法律第 6 号)第 7 条第 1 項の規定により、別紙のとおり北蒲原郡豊浦町との協議のうえ定めることについて、同条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 1 4 年 1 2 月 3 日提出

新 発 田 市 長 片 山 吉 忠

議第 6 6 号

新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合に伴う
議会の議員の在任に関する協議について

平成 1 5 年 7 月 7 日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡豊浦町の議会の議員の在任について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 4 0 年法律第 6 号)第 7 条第 1 項の規定により、別紙のとおり新発田市との協議のうえ定めることについて、同条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 1 4 年 1 2 月 9 日提出

豊 浦 町 長 芹 野 秀 夫

新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合に伴う 議会の議員の在任に関する協議書

平成15年7月7日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡豊浦町の議会の議員の在任について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

北蒲原郡豊浦町の議会の議員で新発田市の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新発田市の議会の議員として在任する。

平成14年12月10日

新発田市長 片山 吉忠

豊浦町長 芹野 秀夫

農業委員会の委員の任期に関する協議について

議第 8 2 号

新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合に伴う
農業委員会の委員の任期に関する協議について

平成 1 5 年 7 月 7 日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡豊浦町の農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり北蒲原郡豊浦町との協議のうえ定めることについて、同条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 1 4 年 1 2 月 3 日提出

新発田市長 片 山 吉 忠

議第 6 7 号

新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合に伴う
農業委員会の委員の任期に関する協議について

平成 1 5 年 7 月 7 日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡豊浦町の農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり新発田市との協議のうえ定めることについて、同条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 1 4 年 1 2 月 9 日提出

豊 浦 町 長 芹 野 秀 夫

新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合に伴う 農業委員会の委員の任期に関する協議書

平成15年7月7日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡豊浦町の農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第8条第1項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

北蒲原郡豊浦町の農業委員会の選挙による委員で新発田市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新発田市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成14年12月10日

新発田市長 片山 吉忠

豊浦町長 芹野 秀夫

(設置)

第1条 新発田市及び豊浦町（以下「両市町」という。）とで、合併の基本的事項について協議するため、新発田市・豊浦町合併推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 この協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 合併問題に係る調査研究に関する事項
- (2) 合併に関する基本的事項
- (3) 市町村建設計画の策定に関する事項
- (4) その他合併に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の者をもって組織する。

- (1) 両市町の長
- (2) 両市町の議会の議長及び両市町の議会の議長が推薦する議員
- (3) 両市町長が推薦する両市町の住民
- (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監 事 2名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 委員の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示し会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。

(会議の運営)

第7条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

2 会長は、必要に応じて両市町の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。
(委員会)

第9条 協議会は、特定事項を調査・協議・調整するため委員会を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。
(幹事会及び専門部会)

第10条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第2条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。
3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、会長の属する市町に置く。
3 事務局の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。
4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、両市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費の負担割合は、両市町長で協議して定めるものとする。
3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 協議会に出席する者は、報酬及び費用弁償等を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は会長の属する市町の例による。

(解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は平成14年1月25日から施行する。

(協議会の設置)

第1条 新発田市及び豊浦町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会の名称は、新発田市・豊浦町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、新発田市中心部4丁目10番4号新発田市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両市町の長が協議して、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者（前条第1項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 両市町の長
- (2) 両市町の議会の議長及び両市町の議会の議長が推薦する議員
- (3) 両市町の長が、協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて両市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(委員会)

第12条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第15条 協議会に要する経費は、両市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費の負担割合は、両市町の長が協議して定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する市町の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成14年9月30日から施行する。

新発田市・豊浦町 合 併 協 定 書

平成14年11月 6 日

新発田市及び北蒲原郡豊浦町（以下「両市町」という。）は、両市町の合併に関し、事前に確認すべき内容について、新発田市・豊浦町合併推進協議会及び新発田市・豊浦町合併協議会における協議結果を基本とし、以下のとおり協定する。

1 合併の方式

北蒲原郡豊浦町（以下「豊浦町」という。）を廃し、その区域を新発田市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成15年7月7日とする。

3 財産及び公の施設の取扱い

豊浦町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて合併後の新発田市（以下「新市」という。）に引き継ぐ。

なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引き継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来慣行によるものとする。

4 議会の議員の任期及び定数の取扱い

豊浦町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

5 農業委員会の取扱い

豊浦町の農業委員会は、新発田市の農業委員会に統合する。

豊浦町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第2号の規定により、新発田市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。

6 地方税の取扱い

- (1) 都市計画税、国民健康保険税及び入湯税を除く地方税は、新発田市の制度に統一する。

ただし、① 個人市町村民税の均等割及び法人市町村民税の法人税割については、合併特例法第10条第1項の規定により、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税とする。

② 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等における固定資産税については、不均一課税とする。

(2) 都市計画税については、合併年度及びこれに続く3年度は現行どおりとし、新市で調整する。

(3) 国民健康保険税については、合併後、新市で税率を改正する。

ただし、合併特例法第10条第1項の規定により、平成15年度は経過措置として不均一課税とし、両市町それぞれの現行の税率とする。

なお、国民健康保険税の納期は、平成15年度は両市町それぞれの現行の納期とする。

(4) 入湯税については、豊浦町の制度を適用する。

ただし、課税免除については、新発田市の制度を適用する。

7 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 豊浦町の定数内の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

(2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新発田市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

8 特別職の職員の身分の取扱い

豊浦町の特別職の職員（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

9 行政組織機構等の取扱い

(1) 豊浦町役場は、地方自治法上の支所とする。

支所の組織については、住民生活に急激な変化を来たすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

(2) 豊浦町に置かれている附属機関及び委員会等は原則として廃止するが、必要により適切な措置を講ずる。

10 一部事務組合等の取扱い

(1) 豊浦町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。

ただし、調整が必要な事項は、新市に引き継ぐ。

- (2) 豊浦町が加入している協議会等については、合併の前日をもって脱退する。

ただし、日本温泉協会、新潟県国土調査推進協議会、安田橋下流橋架橋促進期成同盟会、国道290号整備促進期成同盟会、福島潟治水対策促進協議会、松岡川改修促進協議会、本田・天王地区河川協議会については、合併の日をもって新市が加入する。

11 使用料・手数料の取扱い

- (1) 手数料については、新発田市の制度に統一する。

- (2) 使用料については、現行どおりとする。

ただし、① 豊浦町の郷土資料館入館料の減免措置は、新発田市の制度を適用する。

② 豊浦町の体育施設及び公民館の使用料は、当分の間、現行どおりとし、内容については新市で調整する。

③ 臨時露店使用料については、新発田市の制度を適用する。

- (3) 占用料については、新発田市の制度に統一する。

ただし、月岡カリオンパークの占用料については、現行どおりとする。

12 公共的団体等の取扱い

両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。

なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。

13 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。

- (1) 両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。
- (2) 両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

14 町字名の取扱い

両市町の町字名については、現行どおりとする。

15 慣行の取扱い

- (1) 豊浦町民憲章は、豊浦地区の憲章として伝承していく。
- (2) 豊浦町の豊浦音頭については、豊浦地区の音頭として伝承していく。
- (3) 豊浦町の木、花については、豊浦地区の推奨の木、花として伝承していく。
- (4) 成人式は、平成16年3月の成人式から新発田市の制度を適用する。
ただし、平成15年の豊浦町成人式については、8月14日に豊浦地区成人式として実施する。
- (5) 宣言は、新発田市の宣言を適用する。

16 消防団の取扱い

豊浦町の消防団の分団については、現行どおり新市に引継ぎ、合併後に再編を検討する。

17 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業の中で、両市町に差異のあるものについては、次のとおり取り扱う。

- (1) 人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。
- (2) 豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

18 介護保険事業の取扱い

合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。

ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料及び納期とし、平成16年度から統一する。

19 基本計画等の取扱い

両市町の各種基本計画等については、それぞれの計画等の目的や趣旨に応じ、合併後、新市において調整する。

20 各種事務事業の取扱い

豊浦町の各種事務事業は、新発田市の制度に統一するものとする。

ただし、以下の事業については、従来からの経緯、実情を考慮し、下記のとおり調整する。

(1) 企画・総務関係

① 消防（防災対策事業）

合併時、豊浦町「平成7年度新潟県北部地震に係る復興資金等貸付金の利子補給事業」の適用を受けている者については、現行どおりとする。

② 住民活動

ア 自治会・町内会の委託料・報酬については、新発田市の制度を適用する。
ただし、平成15年度は現行どおりとする。

イ 公会堂等建築事業補助金については、豊浦地区において、当分の間、現行どおりとする。

ウ 全国豊浦町交流事業については、廃止する。

エ 郷人会組織である城下町新発田会及びえちご豊浦会に対する支援については、当分の間、現行どおりとする。

③ 入札制度

入札制度は、新発田市の制度を適用する。

ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。

(2) 福祉関係

① 高齢者福祉

ア 高齢者紙おむつ支給事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、豊浦町の制度適用者で合併時に入院中の者については、退院まで対象とする。

イ 寝たきり老人寝具無料乾燥事業については、新発田市の制度を適用する。
ただし、豊浦町において、合併前に所得税課税世帯で制度を適用している者については、継続して対象とする。

ウ 豊浦町の居宅介護支援事業については、廃止する。

エ 緊急通報装置設置事業については、豊浦町の制度を適用する。

オ 生きがい対策推進事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

カ 地域ふれあいルーム事業について、豊浦町の制度は、当分の間、現行どおりとする。合併後は、豊浦地区のふれあいルームの増設を図り、新発田市の制度に移行する。

キ 豊浦町のほうづきの里の運営については、合併後、新市が新発田市社会福祉協議会に委託する。

ク デイサービスセンターの運営については、新発田市の制度を適用する。

ただし、豊浦町デイサービスセンターの運営方法は、現行どおり新市に引き継ぎ、新発田市社会福祉協議会に事業委託する。

ケ 敬老会開催事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、豊浦地区については周辺地区扱いとし、対象年齢については、豊浦町の現行の経過措置を適用し、段階的に引き上げ、平成19年度に統一する。

コ 敬老祝金品等贈呈事業について、合併時、両市町の制度は、現行どおりとする。

なお、合併後、新市において新制度を検討する。

サ 単位老人クラブ助成金については、新発田市の制度を適用する。

ただし、当分の間、豊浦町の単位老人クラブに対する助成金は、現行の助成額を下回らないように配慮する。

② 児童・母子福祉

ア 保育料については、平成15年度は、両市町それぞれの保育料を適用し、平成16年度から新発田市の階層区分に統一する。

ただし、経過措置として、増額となる階層については、平成16年度から17年度にかけて階層間の増額差額を、2分の1ずつ段階的に引き上げる。

なお、同一世帯から2人以上入園している場合の減額措置については、3人目以降の料金を、平成16年度から無料とする。

イ 延長保育については、合併時、新制度を適用する。利用料については、豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。

ウ 一時保育については、新発田市の制度を適用する。

ただし、利用料については豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。

エ 保育園通園バス支援事業について、合併時、両市町の制度は、現行どおりとし、合併後、新市で調整する。

オ 豊浦町の母子手当制度については、廃止する。

ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

カ 第3子以降誕生奨励事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併時、豊浦町の児童扶養手当制度の適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

③ 障害者福祉

ア 豊浦町の重度心身障害者手当制度については、廃止する。

ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

イ 豊浦町の在宅重度心身障害者介護手当制度については廃止し、新発田市の在宅重度心身障害者見舞金制度を適用する。

④ 交通安全

豊浦町のチャイルドシート購入助成制度については、平成15年度は現行ど

おりとし、平成16年度以降については、新市で調整する。

⑤ 保健衛生

ア 2ヶ月児に対する家庭訪問については、第1子に限り実施する。

イ 精神障害者医療費助成については、合併後、新市において新制度を検討する。新制度適用までの間は、豊浦町の現行制度適用者で、豊浦地区に住所を有するものについては、継続して助成する。

(3) 産業経済関係

① 商工業

ア 信用保証料助成制度については、新発田市の制度を適用し、対象に新潟県商工貯蓄共済融資を追加する。

ただし、合併時、豊浦町の制度適用者については、現行どおりとする。

イ 融資制度については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併時、豊浦町の小企業振興資金制度については、償還完了までの間、現行どおりとする。

ウ 工場等設置助成制度は、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併年度とこれに続く5年度については、豊浦地区に限定し、工場の新設・既設工場の拡大に対して、豊浦町の制度を適用する。

② 農林業

ア 水田農業経営確立対策事業については、現在の水田農業経営確立対策期間中は、現行どおりとする。

イ 豊浦町の農業生産組織育成事業は、当分の間、現行どおりとする。

ただし、合併後、3年以内に新市において制度を見直す。

ウ 豊浦町の高性能防除器具等設置補助制度は、廃止する。

エ 河川カメムシ防除事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、新潟県委託を除いた防除事業については、合併後、新市で調整する。

オ 豊浦町の野ソ駆除事業は、廃止する。

カ 豊浦町の土地利用調整推進事業は、廃止する。

(4) 建設関係

① 土木

ア 豊浦町の農業土木事業補助制度は、廃止する。

ただし、農地・農用施設の維持管理は、新発田市の制度を適用する。

イ 市道認定基準については、新発田市の制度を適用する。

ただし、豊浦地区における市道認定において、豊浦町の「道路認定における用地買収費の30%を補助する制度」は、生活道路に限り、平成16年3月31日まで適用する。

ウ 豊浦町の農村総合モデル補完排水対策事業は、廃止する。

② 上下水道

ア 上水道事業については、現行どおりとする。

イ 公共下水道使用料については、新発田市の制度を適用する。

ただし、豊浦町の特定環境保全公共下水道使用料については、当分の間、現行の料金体系とし、次期下水道使用料の改定時まで合理的な体系を検討する。

ウ 下水道使用料徴収方法は、新発田市の制度を適用する。

ただし、豊浦町の特定環境保全公共下水道使用料徴収方法は、当分の間、現行の徴収方法とし、次期下水道使用料の改定時まで徴収方法を見直す。

エ 下水道事業受益者負担金は、新発田市の制度を適用する。

ただし、豊浦町が既に設定している負担金については、現行の制度を適用する。

(5) 教育関係

① 学校教育

ア 通学区域については、平成15年度は現行どおりとし、合併後、新たに通学区域審議会を設置し、新市の通学区域の見直しを行う。

イ 小・中学校の給食及び給食原材料保存用食品代補助については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。

ウ 豊浦町の中学校自転車通学ヘルメット購入費助成事業については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。

エ 小・中学校クラブ活動補助金については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。

オ 適応指導教室については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度から新発田市の制度を適用する。

② 社会教育

ア 豊浦町公民館は、職員を配置した地区公民館とする。また、豊浦町公民館内の図書室は、市立図書館分館とする。

イ 豊浦町の地域公民館活動助成事業、及び地域子ども会交流大会については、当分の間、現行どおりとする。

ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

ウ 豊浦町指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き続き指定を受けるよう調整する。

また、豊浦町のミズバショウ・オニバス管理委託事業については、現行どおり新市へ引継ぎ、合併後、新市で調整する。

エ 新発田市の学生緊急援助資金貸付事業、及び豊浦町の奨学金貸付制度は、

平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。

ただし、両市町の現行制度の適用を受けているものについては、継続して貸付を行う。

(6) 行政委員会関係

① 選挙

投票区については、合併後、新市で調整する。

② 農業委員会

小作料及び農地移動適正化あっせん基準については、現行どおりとする。

21 各種相談事業

豊浦町で実施している相談業務については、新発田市の相談業務に統合する。
ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

22 合併建設計画

合併後の建設計画は、別添の「新発田市・豊浦町合併まちづくり計画」のとおりにする。

新発田市と豊浦町とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく新発田市・豊浦町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成14年11月6日

新 発 田 市 長

長 山 吉 忠



豊 浦 町 長

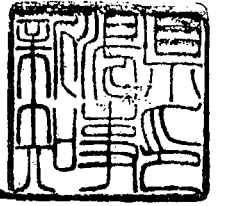
菅 野 秀 夫



立 会 人

新潟県知事

夫征山平



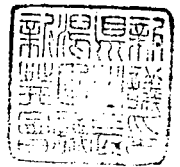
新潟県議会議長

清井正



新発田市議会議長

保腸牛



豊浦町議会議長

人長平



新発田市・豊浦町

合併まちづくり計画



目 次

I 序論

- 1 合併の必要性和効果
 - (1) 合併の必要性
 - (2) 合併による効果
- 2 計画策定の方針
 - (1) 計画の趣旨
 - (2) 計画の構成
 - (3) 計画の期間

II 新市の概況

- 1 位置と地勢
- 2 気候
- 3 面積
- 4 人口と世帯数

III 新市建設の基本方針

- 1 新市の基本方針
 - (1) 基本方針
 - (2) 都市づくりの方向
 - (3) 豊浦地域の役割
 - (4) 地域別の整備方針

IV 新市の施策

- 1 自然環境と都市機能の調和のとれた都市づくり
- 2 産業と観光を活かした交流の都市づくり
- 3 人々が安心して暮らせる市民福祉の都市づくり
- 4 計画推進のために

V 新市における県事業の推進

VI 公共施設の適正配置と整備

VII 財政計画

資料編 計画の主要指標

- 1 人 口
 - (1) 総人口と世帯
 - (2) 年齢別人口
 - (3) 就業人口
- 2 土地利用等
 - (1) 土地利用
 - (2) 都市構造

I 序論

1 合併の必要性和効果

(1) 合併の必要性

① 歴史的経緯

平安末期、新発田市と豊浦町の周辺地域は加地荘・豊田荘と呼ばれ、城氏滅亡後は鎌倉幕府の地頭佐々木氏が開発し、以後戦国時代までその子孫が揚北衆の雄として活躍しました。江戸時代にはいりこの地は、加賀国大聖寺から入封した溝口氏の新発田藩に引き継がれました。

農業地帯として豊かな水と緑に囲まれた新発田市は、城下町を形成した時代から政治、経済、文化の中心として基礎を築き、近隣の人たちの盛んな交流の中で独自の歴史や文化を育み、県北地方の中核都市として繁栄してきました。

豊浦町は、稲作を基幹産業とした農業経営で町の基盤づくりを進めてきました。町域のほとんどが新発田藩に属しており新田開発が積極的に奨励され、明治の時代には市島家が福島潟の開発に力を注ぎ、現在へと引継がれました。また、月岡温泉を中心とした観光産業の発展にも力を入れています。

現在の新発田市は昭和34年に、豊浦町は昭和30年に誕生しました。両市町合わせて9万人の人たちが、飯豊連峰と加治川などの豊かな自然を背景に暮らし続けています。

市域内には、JR羽越本線、白新線が通過し、平成14年には日本海東北自動車道新潟空港I.Cから聖籠新発田I.Cの開通、新潟空港への利便性の向上など、交通網の発達とあいまって、住宅地や商業地開発の集積による都市化が進み着実な発展を遂げています。

このような状況の中で、両市町は隣接する自治体として、高齢者福祉事業やごみ焼却、公共下水道計画の事業を連携して実施しています。

これからの自治体には、生活圏の広域化や高齢化社会の進展による行政需要の増大、地方分権の進展などに伴う簡素で効率的な行政運営の確立や、より主体的な行財政運営の推進の必要性など多くの課題が生じてきます。特に、生活者である住民からは、より質の高いきめ細かな行政サービスの提供や生活圏に合致した広域的な行政サービスの展開が求められます。

これらの要求される課題を実現するためには、両市町が一体となり計画的な行政運営並びにそのための推進体制及び基盤づくりが急がれます。

このような背景のもと、新発田市と豊浦町においては、10年間の両市町議会の合同議員研修会を経て、平成14年度に市・町合併協議会を設置しました。この協議会では、将来この地域が発展し住民福祉の向上が図られる上で、合併は有効な手段であると、合併の必要性が指摘されています。

② 生活圏の一体化と住民ニーズの高度化

ア 生活圏の一体化

昭和の大合併により誕生した両市町は、市街地の開発や道路網の発達と車社会の進展によって大きく変貌し、生活圏の広域化が著しく進んできました。

両市町は、地理的にも連たんしているとともに、農業地帯を有し商業経済との結びつきも強く、この地域に暮らしを営む人たちは、同じ歴史と文化を共有しています。また、経済活動はもとより通勤・通学や商圈などの日常生活圏、文化や医療、福祉、広域観光等広範な分野にわたって行政区域を越え相互に深く関わり合う一体となった地域社会を形成しています。共に飯豊山系を源とする加治川を水源地としており、一級河川新発田川、太田川、荒川は、両市町の区域を流れ、互いに協力して治水事業を進めています。上水道や農業用水の受益は、新発田市の範囲を越え豊浦町も対象としています。

イ 住民ニーズの高度化

平成4年6月には魅力ある個性豊かなまちづくりを図るため、両市町の議員協議会が設置されました。両市町の議会議員が、積極的に相互の交流と研修を重ね、両市町の発展に寄与することを目的として10年間共に歩み続けてきました。議員協議会は、これまでに新発田市、豊浦町の一部境界変更、新発田南バイパス建設の促進、主要地方道住吉上館線の改良促進や広域農道整備促進など、関連する問題の処理に精力的に取り組んできました。また、このような継続した活動を支援する住民団体からは、自己決定、自己責任の原則にのっとり、行政基盤の強化とこの地域にあった広域的な視点での都市づくりと行政サービスの提供を創造的、安定的に行い両市町住民の安全と安心の持てる行政の確立を求める要望が出されています。

こうした動向に連動する形で住民サイドから合併実現に向けた意識が高まり、両市町が一体となった新しいまちづくりに対する住民の声が多くなっています。

また、今後は新潟都市計画区域における都市計画や土地利用計画などをはじめ、まちづくりを考えるにあたっては、広域化する生活圏に対して隣接住民同士のつながりや個性に配慮しながら地域ごとの機能分担や地域内の連携を図るといった広域的な視点が求められます。

このような地域の共通した事情から生活者である住民への行政サービスの提供には、広域的な視野に立ったより効率的で計画的な行政運営の実現が求められています。

このため、新発田市と豊浦町が合併することにより、一体的・計画的に行政を推進し、広域のかつ効率的なまちづくりを進めるとともに、福祉・衛生、生活環境など住民に身近な行政サービス分野の充実を図っていく必要があります。

③ 少子高齢化の進展

急激な高齢化と少子化に伴い人口が減少し、地域活力の衰退や両市町の財政基盤の悪化が懸念されており、特に高齢化の急激な進展に伴い、保健、医療、福祉などの行政需要が増大するものと予想されています。一方では、高齢者が丈夫で元気にいつま

でも、いきいきと暮らすことのできる社会づくりが求められています。

また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、地域経済にも活動を低下させる要因となります。こうした減少に対応するためには、転入者や買物客が増加する魅力あるまちづくりが一層重要となり、独自の施策を展開することが必要となります。利便性が高く快適で住みやすく、子育てがしやすいまちづくりの実現や今まで以上に高度できめ細かな行政サービスを提供するには、両市町の合併によるスケールメリットを活かした独自の事業を強力に実施できるような行財政基盤を強化することが必要です。

④ 行政区域の整形（地形的な特性）

新発田市の市域の南西側は、逆凹型の形状をしています。豊浦町の東、西、北側は市と接しており、周囲39kmのうち64%にあたる25kmは市との行政区域界でもあります。

市域の東側の松浦地区と西側の佐々木地区、北側の市街地が町を挟む位置にあり、行政区域が入り組んでいるため、市の清水谷保育園を町行政区域内に設置せざるを得ない状況や、国道290号の利用者は市から町さらに市の区域を走行している現状があります。

このようなことから公共施設の適正な配置や、両市町の円滑な道路網の実現に向けた交通対策が求められています。

また、新発田駅、西新発田駅周辺の南側地域に行政区域界がありますが、行政区域を越えた一体的な駅周辺整備が必要となっています。

両市町の行政区域形状によってもたらされている課題をなくし、利便性の高いまちを実現するためには、両市町が合併して地域が一体になる必要があります。住民の日常的生活領域に市域を近づける上でも、両市町の合併が必要です。また、両市町の合併により新市の行政域が整形されれば、現在よりも効率的な公共施設の配置が可能となります。



⑤ 自治能力の向上（地方分権）

地方分権の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を高め個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として行われます。行政能力の違いが地域の行政サービスの差や地域活力などに影響することが予想されることから、自治体の自己責任能力が一層強く求められることとなります。これからは主体的に行政運営に取り組み、自治体自らが創意工夫してまちづくりを進めるため、特に職員の法務能力と政策立案能力が重要となってきます。権限委譲が進むことで事務量が増加し、新しい分野での事務の発生、より専門的な判断を求められる機会が増加することも考えられます。

このような変化に対応するためには、合併によって地方分権に対応する適切な体制づくりを進め、権限委譲に対する要員の確保、専門的人材の育成を図り、組織を整える必要があります。新市においては、地方分権の進展に備えて、よりさまざまな行政需要に対応していけるよう、確固たる行政基盤の強化が求められることとなります。住民に最も身近な自治体がより主体的・自立的な行政運営が可能となるように、行財政基盤を強化し、個性的で魅力あるまちづくりが展開されるよう準備することが必要であり、合併はそのための一つの有効な手段であります。

（２） 合併による効果

① 県北地方の中核都市の形成

両市町の区域は、近年、道路交通網等の発達により日本海東北自動車道との直結、磐越自動車道へのアクセスなど利便性の向上と地域の活性化が図られています。今後、日本海東北自動車道の中条I.C以北への延伸や国道7号新新バイパス新発田I.Cの整備により、周辺地域との一層の連携を図り、地域の交通の要衝として発展が期待されています。

また、より質の高い住民生活の実現をめざしていくため、地域の豊かな自然を継承しながら、生活環境の充実や都市基盤の整備が進められ、地域の拠点的な役割を担う都市の一つとして発展が見込まれています。

このため、両市町が合併することによる県北地方の中核都市としての役割が期待されています。

② 広域的なまちづくり

両市町の合併により市町の行政区域界があることによる不便が解消でき、広域的な視点に立った合理的な土地利用、生活環境整備等の一体的、効率的整備や各施設の利用も可能となり利便性の高いまちづくりを進めることができます。

具体的には、少子化が進む中、行政区域界を越えた見直しにより生活の実態に即した学校区が設置できます。駅周辺及び基幹道路にアクセスする道路、公園、公共下水道など住民に直結した生活基盤の整備が計画的に実施できます。防災対策においては、有機的かつ地域一体的な対応が可能となります。

また、城下町の街並みを活かしたまちづくりを進めている新発田市と月岡温泉、市

島邸を有する豊浦町が合併することで、観光資源を大きな魅力として活用できます。

③ 市としてのイメージアップ

新潟都市計画区域内に位置する両市町の合併により、市街地の南側の土地利用を一体的な計画の中で進めることが可能となります。鉄道、道路等の土地利用上の骨格が形成されることにより都市機能が充実され、行政能力の向上が新市全体のイメージアップにつながり、さらにお互いに特徴と特色を出し合い、まちづくりの能力を高めることで都市間競争でも強い力を持つことができます。都市機能と景観が充実した都市、イメージの高い都市には企業の進出、若者の定着が期待されます。

④ 行政サービスの充実

両市町の合併により、管理部門（総務、企画、議会事務局等）職員の効率化を図るとともに、職員を直接的な住民サービス部門（福祉部門、都市計画等）へ振り向け、専門職化により高度なサービスの提供、多様な個性ある行政施策の展開が可能となります。

2 計画策定の方針

（１） 計画の趣旨

新市建設計画は、第3次豊浦町総合計画を継承するとともに、新発田市まちづくり総合計画を踏まえて、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成するものです。

新発田市と豊浦町との合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることによって新市の速やかな一体化を促進し、両市町が力を合わせ魅力ある地域づくりと地域の発展、住民福祉の向上を図るものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新市において作成する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

（２） 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための施策、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

（３） 計画の期間

建設の基本方針は、将来を見据えた長期的視野に立ったものであり、建設計画、公共施設の統合整備は、平成15年度から平成25年度までの11か年計画とします。

財政計画は、計画的な財政運営を図る指針として平成15年度から平成29年度までの15年間とします。なお、財政状況との整合を図るため5か年ごとに見直しを行います。

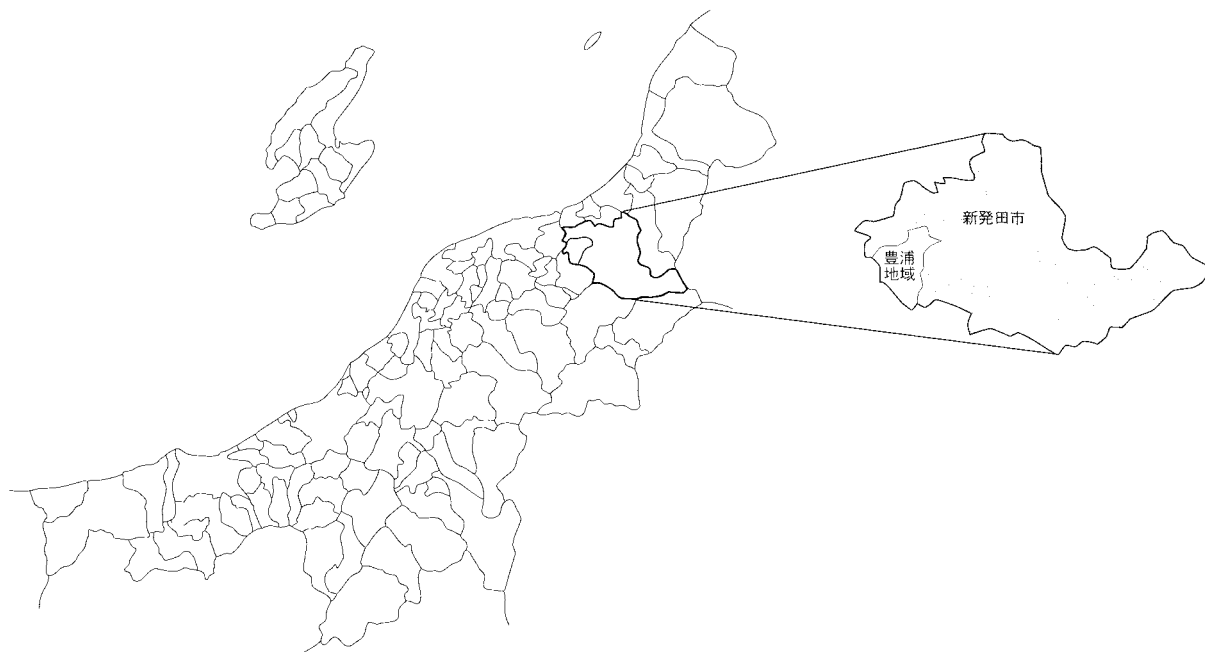
Ⅱ 新市の概況

1 位置と地勢

新市は、新潟県北部に位置し、県庁所在地新潟市から北東に約30kmの距離にあります。新市に隣接する市町村は、北側に黒川村、中条町、加治川村、聖籠町、南側に鹿瀬町、三川村、笹神村、東側に山形県小国町、西側に豊栄市と面しています。

新市の位置は、概ね東経139度17分から139度37分で、北緯37度49分から38度01分にあります。

自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立公園があります。加治川を水源とする豊かな水田が開けた県内有数の穀倉地帯です。



2 気 候

気候は、四季の変化がはっきりしており、日本海側の気候特性が顕著で、冬期間は西または北西の季節風が強く、低温で日照時間も少なく、12月から3月まで降雪があります。

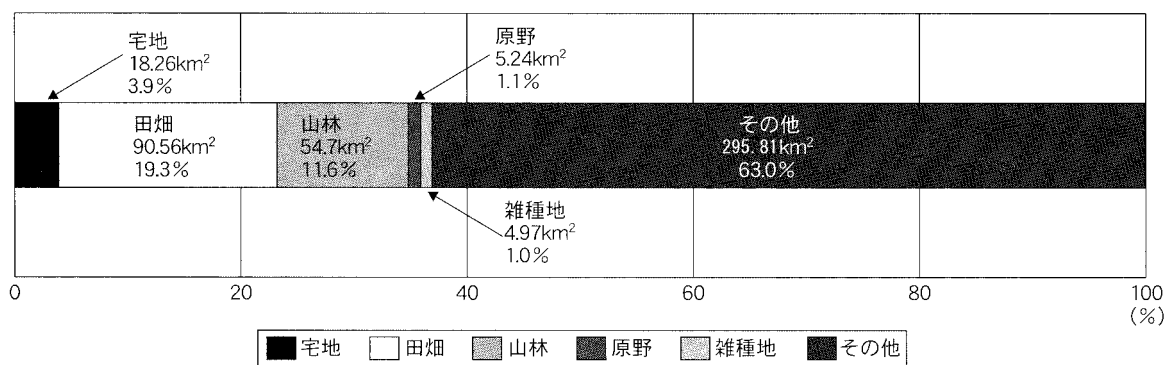
平成7年から11年までの5年間で見ると、年平均気温は13.9℃で、月平均気温は最高が8月の26.4℃、最低が1月の2.1℃となっており、過去の最高気温は平成11年8月に38.4℃、最低気温は平成7年3月に-12.4℃を記録しています。

降水量は、年平均1,782.2mmで、冬期間と梅雨時期が多くなっています。

3 面積

総面積は、469.54km²（新発田地域：433.59km²、豊浦地域：35.95km²）で、東西が31.4km、南北が24.7kmの区域となっています。

地目別面積構成比



※その他は、国有地（非登記部分）国有地、河川、道路等

（平成12年市町 固定資産税概要調査書）

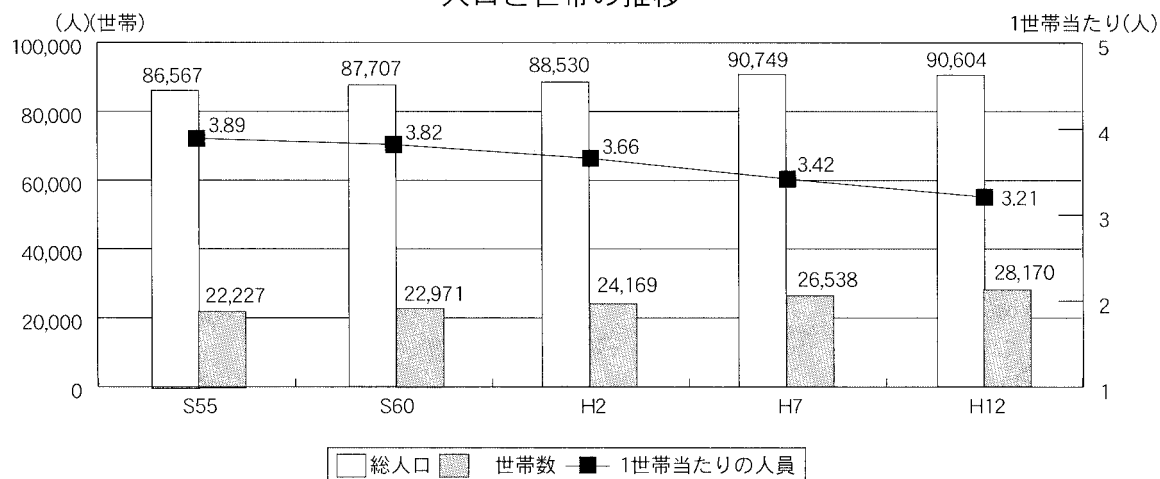
4 人口と世帯数

平成12年の国勢調査による両市町の総人口は90,604人（新発田地域 80,734人、豊浦地域9,870人）で、昭和55年の人口86,567人に比べ、約1.05倍の伸びを示しています。平成7年から5年間では145人減少しますが、年平均では201人の増加となっています。

世帯数は、平成12年が28,170世帯で、昭和55年の22,227世帯に比べ約1.27倍の伸びを示しています。

1世帯当たりの人口は、平成12年は3.2人で、平成2年の3.6人、平成7年の3.4人と比較して核家族化の進行がうかがえます。

人口と世帯の推移

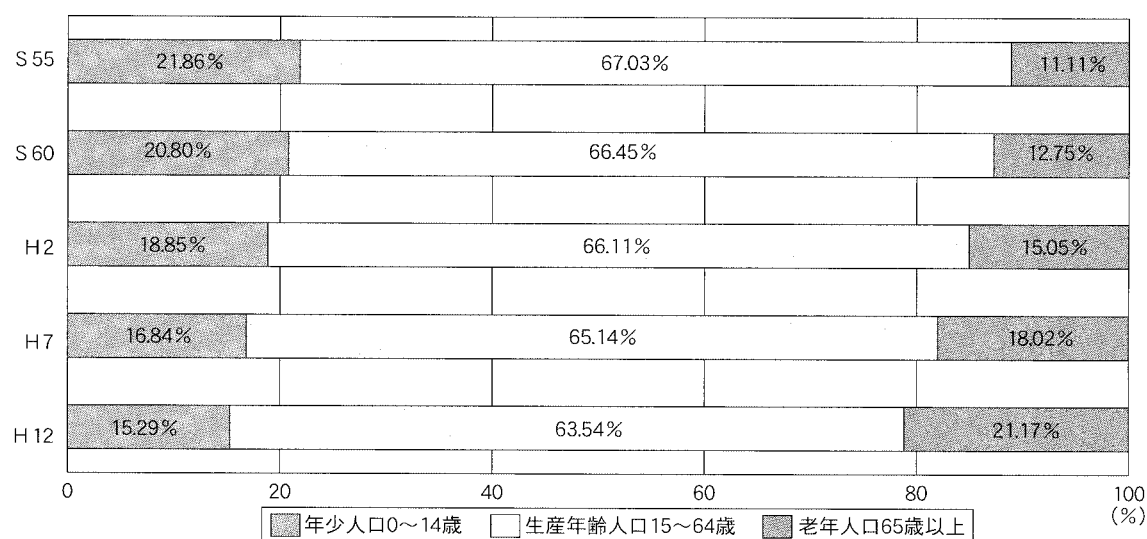


（市町 国勢調査）

年齢階層別人口は、平成12年は年少人口が15.3%、生産年齢人口が63.5%、老年人口が21.2%となっており、平成7年当時と比較すると年少人口の減少と老年人口の増加傾向がうかがえます。

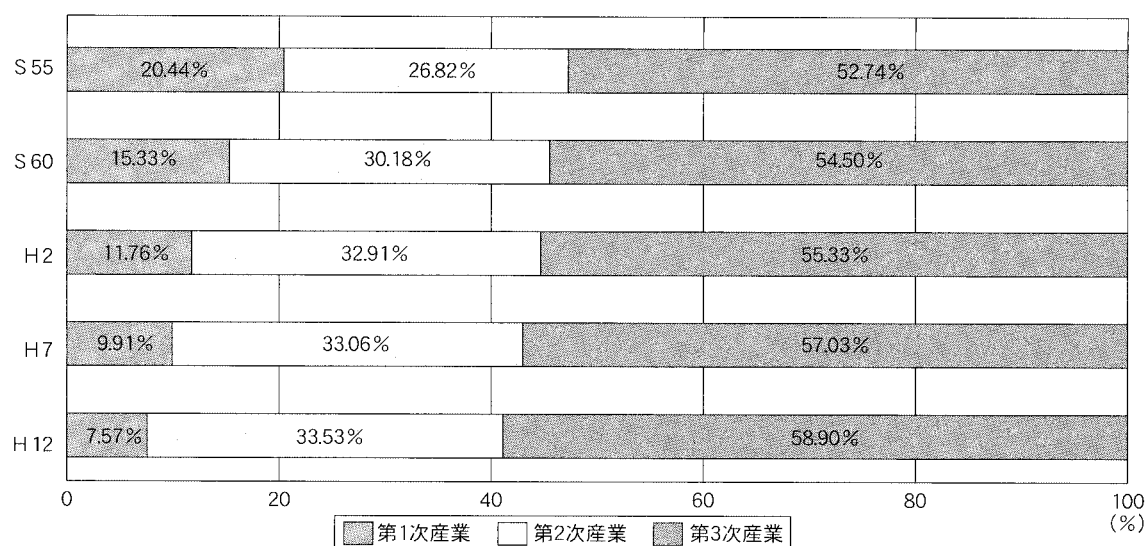
就業者人口は、平成12年は第1次産業就業者が7.6%で、第2次産業就業者が33.5%、第3次産業就業者が58.9%となっており、第1次産業就業者が減少し代わって第2次・第3次産業就業者の増加傾向がうかがえます。

年齢区分別人口の推移



(市町 国勢調査)

産業別就業人口の推移



(市町 国勢調査)

Ⅲ 新市建設の基本方針

1 新市の基本方針

(1) 基本方針

同じ歴史と文化を共有し、農業と商業経済が強く結びつき共に発展してきた新発田市と豊浦町が合併して生まれる新しい新発田市は、県北地方の中核都市として中心的な役割を担っていきます。

新市は豊かな自然や歴史・文化・観光資源、交通の結節点としての位置をまちづくりに活かし、今後ますます多様化する住民の行政需要に的確に応えるため、次の3つを新市の基本方針に掲げ、合併後の都市づくりをめざします。

① 県北の中核都市としての魅力づくりをめざす

合併の実現により、県北地方の中核都市となる新市に必要な、自立性の強化や広域的役割の強化など、中核都市としてふさわしい魅力づくりをめざすとともに、隣接市町村との広域連携に配慮した都市づくりをめざします。

② 「個」の特色の活用と「連携」による相乗効果をめざす

豊かで多彩な自然資源、産業資源、歴史文化資源などの個性を活かし、適正な連携と役割の発揮により、地域全体の魅力を最大限に発揮できるような都市づくりをめざします。

③ 住民参画による活力ある都市づくりをめざす

今後のまちづくりにおいては、これまで以上に、まちの主役である住民自らが豊かさを実感できるようなまちづくりを推進するには、住民活動が活発に行われるような生き生きとした環境づくりが重要です。

このため、住民参画のまちづくりを重視した取り組みをめざすとともに、交流、イベントなどのソフト面にも配慮したまちづくりをめざします。

(2) 都市づくりの方向

① 自然環境と都市機能の調和のとれた都市づくり

新市には、磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立公園、加治川などの景観に恵まれた自然環境を有しています。また、城下町の面影を残す歴史的な建造物や街並みも人々の手により大切に保存されています。

この自然環境や歴史的な資源を保全するとともに、住民が住みよさを実感できる調和のとれた都市づくりをめざします。

また、広域的、総合的な観点に基づく道路網や下水道事業等の快適な生活環境の整備をはじめ、社会資本の拡充を図り、県北の中核都市にふさわしい個性と活力のある魅力ある都市づくりを推進します。

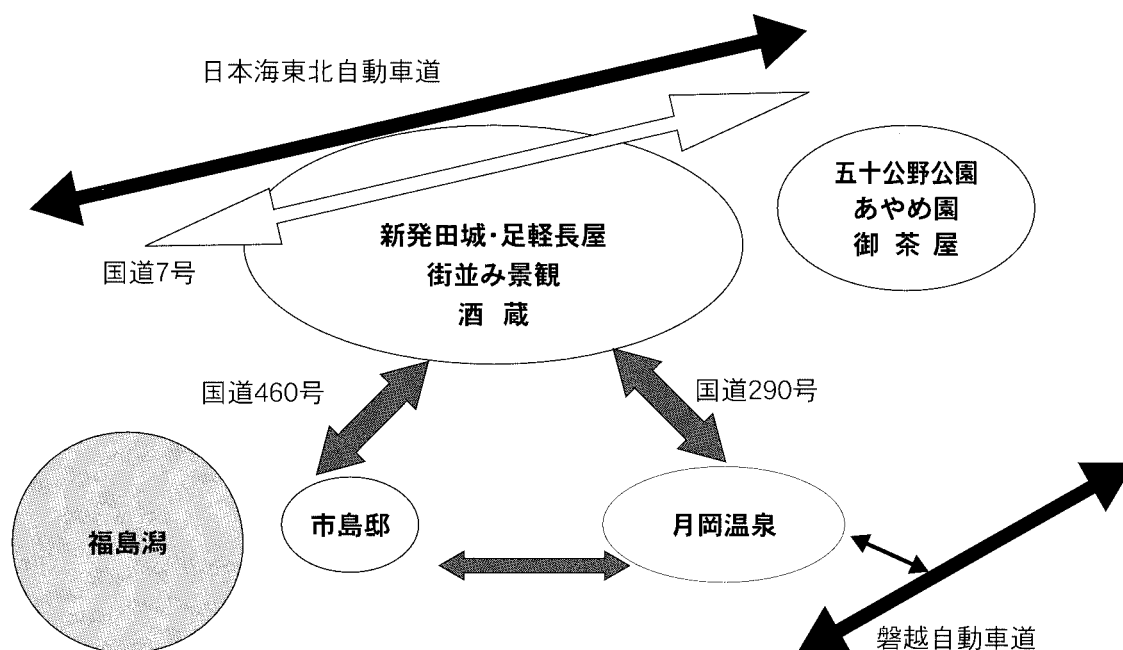
② 産業と観光を活かした交流の都市づくり

新市は、日本海東北自動車道の聖籠新発田 I.C や国道 7 号、290 号、460 号等の幹線道路網が進展する交通の結節点です。また、国道 290 号からは磐越自動車道安田 I.C に直結しています。

首都圏や東北地方を結ぶこの有利な立地条件と新潟空港に近接する利便性を活かし、全国からの観光誘客事業を進めていきます。

具体的には、恵まれた自然環境や歴史的資源、観光資源を活かした一体的な観光ルートを構築し、観光産業の活性化を図ります。

農業については、多彩な農業生産と実態に即した生産基盤の整備、生活環境の整備について施策を展開します。また、観光や商業との連結を図り、雇用の確保を実現するため、この地域の特性である「農」と「食」との連携を強化した食料供給産業を地域産業活性化の基本として自立的な産業発展を促進します。

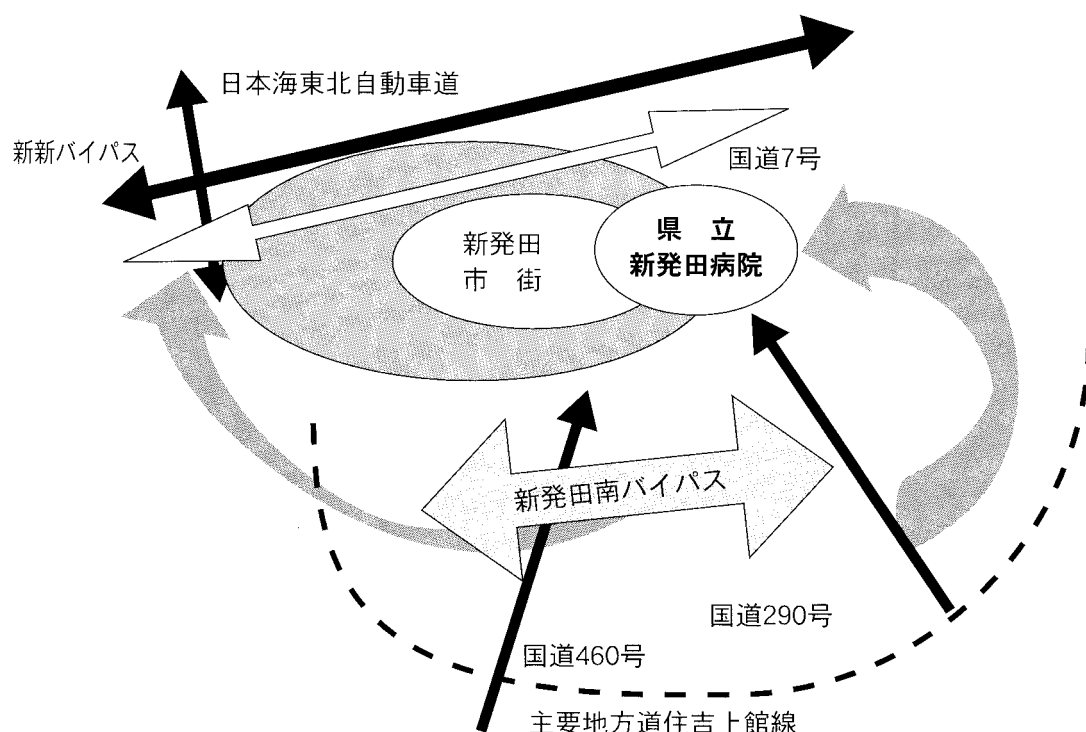


③ 人々が安心して暮らせる市民福祉の都市づくり

少子高齢化の進行は全国的な社会情勢であり、この地域も例外ではありません。新市の人口は、近い将来に減少に転ずると予想されます。

このような情勢の中で、医療、福祉に対する新市の取り組みの重要性が高まることから、保健と医療・福祉を一体的に考え、だれもが健康にいきいき暮らせる地域づくりを推進します。なお、新潟県立新発田病院の高度な緊急・救急医療施設に改築されることと合わせ、アクセス道路を含めた周辺施設の整備を推進します。

また、高齢社会において安心して暮らせる環境を整えるため、災害予防の施策を推進し、消防力の増強を図ります。



(3) 豊浦地域の役割

豊浦地域は、新発田市の南部に位置し、蒲原平野の緑豊かな田園の広がる穀倉地帯における農業振興、また、全国から多くの来訪者が訪れ交流するにぎわいあふれる月岡温泉の観光振興を産業の主体として発展してきました。

今後も恵まれた優良農地を活かし、多彩な農業生産と実態に即した生産基盤を確立した農業地帯として、また、高速交通網の進展に伴う新たな観光客の誘客による観光産業の発展が期待されています。さらに西新発田駅南側、高速自動車道並びに主要な国道を結ぶ新発田南バイパス沿線における住宅地等、新たな土地利用が見込める区域としての性格が次第に強くなってきています。

したがって、豊浦地域の役割は、農業との調和を図り市街地南側の有効な土地利用を推進するとともに、魅力的な観光レクリエーション基地としての役割を担う、県北の中核都市・新発田市南の新たな創造地域としてまちづくりが期待されています。

(4) 地域別の整備方針

地域別の土地利用は、地域の社会的、経済的、自然条件、特性等の条件に配慮しながら、生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを基本とします。

① 荒橋地域 「新たな活力を生み出す地域」

荒橋地域は、都市中核ゾーンに隣接しており都市計画道路新栄町荒町線（新発田南バイパス）や国道290号、460号が交差し、高速自動車道や国道7号へのアクセス性に優れています。利便性の高いこの地域は、地域の特性を積極的に活かした土地利用が求められています。

これらのことから「新たな活力を生み出す地域」と荒橋地域の将来像を位置づけ、隣接する五十公野、東豊、御免町、住吉地区の土地利用方針と整合した利便性が高く生活基盤の整った魅力ある住宅地の形成や田園環境と調和した商工業地の形成をめざします。

特に西新発田駅南地区は、豊浦地域における玄関口としてとらえ、都市計画道路新栄町荒町線（新発田南バイパス）にアクセスする道路や西新発田駅を骨幹施設として活かす土地利用を促進します。

② 中浦地域 「住民サービス機能が集積する地域」

豊浦中学校や社会教育施設などの教育・文化機能、さらに真木山中央公園などのスポーツレクリエーション機能といった住民サービス機能の集積がみられる中浦地域は、今後とも豊浦町地域の中心的な地域として期待されています。

これらに対応するために、恵まれた自然を活かし「文化、スポーツ施設のサブ機能が集積する地域」と中浦地域の将来像を位置づけ、住民サービス機能を維持する地域の形成をめざします。

③ 天王地域 「福島潟などの優れた自然と調和した情緒ある居住地域」

天王地域の市街地には、農村集落が形成されており、貴重な文化財である市島邸周辺は、歴史を感じさせる景観が残されています。

また一方で、福島潟の豊かな自然環境にも恵まれており、これらの維持・活用が課題となっています。

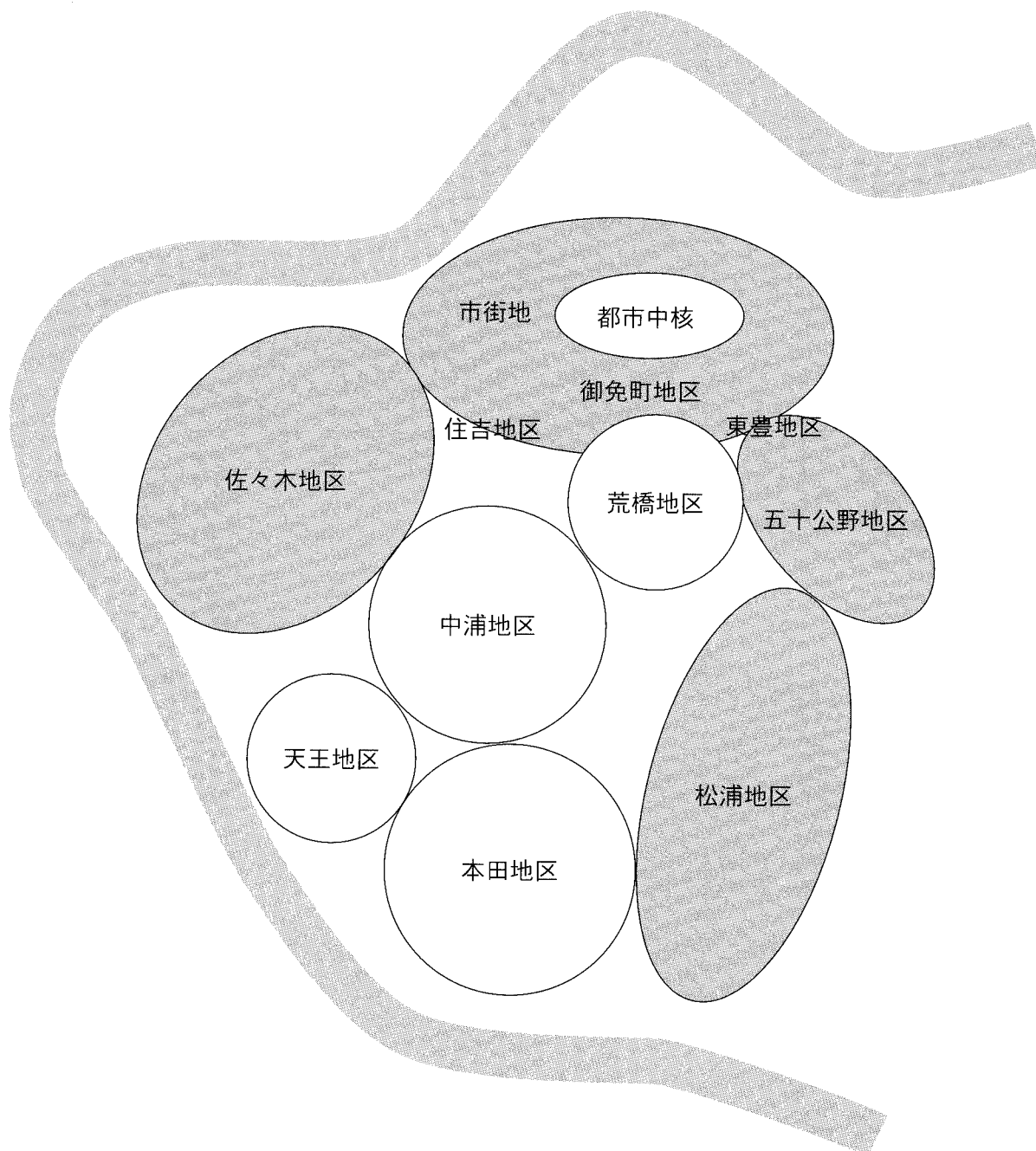
これらに対応するために、文化財の保全・活用に配慮し「福島潟などの優れた自然と調和した情緒ある歴史、居住地域」と天王地域の将来像を位置づけ、地域の個性を象徴する市島家の歴史的建築物を維持するとともに、隣接する佐々木地区の土地利用と整合した福島潟の豊かな自然環境の維持、活用をめざします。

④ 本田地域 「多くの来訪者が訪れ交流するにぎわいあふれる観光保養地」

余暇需要の増大や価値観の多様化に伴い、質の高い観光保養地が求められています。本田地域には、月岡温泉をはじめとして月岡カリオンパークやゴルフ場などのレクリ

エーション施設や温泉を活かした福祉施設の集積がみられ、滞在型の観光保養地が形成されています。今後とも、これらの既存の施設を積極的に活用して、魅力ある観光保養地として機能強化を図っていく必要があります。

これらのことから「多くの来訪者が訪れ交流するにぎわいあふれる観光保養地」と本田地域の将来像を位置づけ、隣接する松浦地区の土地利用と整合した質の高い温泉街や温泉と一体となった広域的なレクリエーション・福祉拠点の形成をめざします。



IV 新市の施策

1 自然環境と都市機能の調和のとれた都市づくり

(1) 環境に配慮するまちづくり

基本方向

豊かな自然の中で、住民が安心して生活できる安全で快適なうるおいのある生活環境の確保を図り、住みよさを実感できるまちづくりを推進します。

新発田城や足軽長屋、市島家邸宅など、市内各所に点在する歴史的遺産や地域文化財は、将来を担う次の世代に確実に継承しなければなりません。また、市独自の地域おこしを促進するため復元事業を進めるとともに、観光資源として活用するため全国に情報を発信します。

施策の方針

① 自然環境の保全と環境整備

環境問題の深刻化は、住民一人ひとりに意識改革と実践を求めており、豊かで快適な生活環境を実現していくためには、環境との調和や自然との共生が、最も重要な課題です。とりわけ、新市は、豊かな自然に恵まれており、これらの財産を次代へ引き継いでいく必要があります。

このような中で、恵まれた自然環境と歴史資源の調和のとれた都市づくりを推進するため省資源、省エネルギーなどを進め、環境に調和した都市をめざして、資源循環型の社会システムを構築します。

生活環境の整備については、公衆衛生を向上させ快適で住みよい社会を確立するため公共下水道整備事業や農業集落排水整備事業を推進し水質浄化に努めます。

② 自然と共に生きる快適空間の創造

地域の河川整備は重要な課題であるとともに、特色のあるまちづくりの有効な手段でもあります。

このことから太田川の河川改修は、地域住民が気軽に水辺に親しむことができる施設の整備を促進します。

赤沼川については、市街地に隣接する貴重な水辺空間であることから、住民が親しみをもって河川に接し、通学や散策に適する緑化を促進します。その他の河川については、湛水の防除と農地を保全管理するため改修整備を促進します。

③ 歴史的な資源の保全

文化遺産である県指定有形文化財市島家邸宅の保全と観光客誘致の増加を図ります。

新市の住民が集う憩いの施設として「湖月閣」を含む歴史的な価値がある文化遺産の整備をめざします。

(2) 都市機能と調和するまちづくり

基本方向

新市の発展や住民生活の向上の基礎となる都市基盤の整備については、産業、経済などの分野で大きな役割を果たすことから、土地利用計画と整合した総合的な交通体系の確立と機能的で秩序ある交通網の整備に努め、都市機能の充実した一体的な市街地の形成を図ります。

施策の方針

① 生活利便性の向上とまちの骨格整備

新市における幹線道路の整備は、交通の利便性を活かしたまちづくりを進める上で重要な課題です。

豊浦地域を南北に縦貫し、市街地並びに都市計画道路新栄町荒町線（新発田南バイパス）、日本海東北自動車道聖籠新発田 I.C に接続する主要幹線道路を整備促進することで、速やかな一体化を図るとともに、都市機能を一層充実させます。

また、松浦地域と佐々木、猿橋地域とを結び交通の利便性を高めるため、主要地方道と都市計画道路新栄町荒町線（新発田南バイパス）の接続を図る道路など、新市の発展に大きな役割を果たす幹線道路の整備を図ります。

合併を契機として新規に計画した周辺部と市街地や駅を結ぶ道路網の整備・改良を着実に推進します。

住民に最も身近な生活道路については、交通量、公共施設の配置、防災機能、交通安全対策などに配慮し、計画的に改良・舗装を推進します。

市街地の整備については、市街化区域に隣接し、都市計画道路新栄町荒町線（新発田南バイパス）の沿線地区における一体的な市街地整備方針を策定し、連たん性をもたせた土地利用を図ります。

(3) 具体的施策

施 策 名	事 業 の 概 要
自然環境の保全と環境整備	有機資源循環対策事業 公共下水道整備事業 特定環境保全公共下水道整備事業 農業集落排水整備事業（上中山・福島・万代・動木橋地区）
自然と共に生きる快適空間の創造	親水公園整備事業 市街地雨水排水整備事業 地域用水環境整備事業（赤沼川周辺整備事業）（曾根・新発田川合流点～上端） 「県事業」 一級河川太田川改修事業（佐々木～飯島） 一級河川福島潟改修事業（鳥穴～本田〈中ノ通〉） 一級河川荒川川改修事業（月岡温泉～荒川）

施 策 名	事 業 の 概 要
歴史的な資源の保全	文化遺産活用住民交流施設整備事業
生活利便性の向上と まちの骨格整備	まちづくり総合支援事業 高次都市施設（地域交流センター） 街路事業（中央町緑町線 交流センター前工区・裁判所工区） 土地区画整理事業 新発田駅前 街路事業 西新発田五十公野線（住吉工区・富塚工区） 島潟荒町線（東新工区） 街路・道路事業 五十公野公園荒町線（荒町～豊町） 西新発田五十公野線（東豊工区） 市道改良整備事業 消雪パイプ整備事業 都市公園（真木山中央公園）補完整備事業 「県事業」 国道460号交通安全事業(竹俣万代～天王) 国道460号整備事業 都市計画道路新栄町荒町線（新発田南バイパス）整備事業 主要地方道住吉上館線整備事業 主要地方道新発田津川線整備事業 県道豊栄天王線整備事業 県道豊浦笹岡線整備事業 街路事業 西新発田五十公野線整備事業（本町工区）

2 産業と観光を活かした交流の都市づくり

（１） 歴史的文化遺産、観光資源を活かしたまちづくり

基本方向

観光は、これまでの「観る」だけの観光から、地域の自然や文化に触れ、交流し体験する観光へと転換しつつあります。新市の歴史的文化遺産や観光資源を活かし、訪れる人の志向に応じた体験や発見などを、地域の人々でサポートする新しい型の観光を進めます。城下町や温泉などの観光資源を活用する観光では、新発田城周辺と月岡地区の一層の振興を図ります。

また、高速自動車道、幹線道路網が整備されつつある交通の結節点としての位置を活用し、観光と農業のバランスのとれた産業構造を相互に利活用しながら、活力に満ちたまちづくりを推進します。

施策の方針

① 観光の振興

城下町に残る歴史的な建造物である「三階櫓」や「清水園」などと月岡温泉、市島家邸宅などの観光拠点を連携させ、一体となった観光の振興を図ります。

また、観光振興組織の強化を図り、観光情報の積極的PRや効率のよい情報提供システムを構築します。さらに、各種観光事業の企画、運営によって、観光、イベント活動の活発化を図ります。

(2) 「農」と「食」との連携を活かしたまちづくり

基本方向

農業については優良な農地を保全し、農業生産基盤や集落環境等の整備に努め、地域特性を活かした農業の振興を図り、都市と農業の調和のとれた地域づくりに努めます。

施策の方針

① 食料供給産業の基盤としての農業の強化支援

生産性の高い農業の確立を図り土地・労働生産性の向上のため、ほ場整備事業を促進し優良農地の確保に努めます。

農産物の流通改善や営農の合理化を図るため、基幹農道を整備し、農村地域の活性化と都市との交流等を促進します。また、太田川や天辻川上流部の太斎地区と下流部の三悠乙見江地区、佐々木南部郷地区のほ場整備事業と連携をとり整備を図ります。

(3) 具体的施策

施 策 名	事 業 の 概 要
食料供給産業の基盤としての農業の強化支援	ふるさと農道緊急整備事業 「県事業」 県営広域営農団地農道整備事業（北蒲原東部地区） 県営広域関連農道整備事業（天王2期地区） 県営農村自然環境整備事業（豊栄地区〈滝沢〉） 県営湛水防除事業（新発田東部地区） 県営湛水防除事業（大沢地区）〈中江川改修〉 国営附帯県営かんがい排水（農地防災排水）事業（吹切川・奥右衛門川） 県営ほ場整備事業（三悠乙見江・太斎・佐々木南部郷地区）

3 人々が安心して暮らせる市民福祉の都市づくり

(1) 医療施設へのアクセス道路の確保

基本方向

高齢化の進行の中で、医療、福祉に対する新市の取り組みの重要性が高まることから、

保健と医療・福祉の一体的な施策を構築するとともに、新潟県立新発田病院が高度な緊急・救急医療施設に改築されることと合わせ、アクセス道路を含めた周辺施設の整備を推進します。

施策の方針

① 保健・医療・福祉施策の推進

だれもが健康でいきいき暮らせる地域づくりを推進します。

② 高度医療サポートの充実

新潟県立新発田病院への利便性の向上と災害、緊急時の通行を確保するため、国道290号、460号、都市計画道路新栄町荒町線（新発田南バイパス）から病院へアクセスする幹線道路の整備を促進します。

③ 防災・消防体制の充実

高齢化社会において安心して暮らせる環境を整えるため、災害予防の施策を推進し、消防力の増強を図ります。

（２） 育てる教育の推進

基本方向

それぞれの学校がゆとりの中で、特色ある教育を展開し、児童・生徒に基礎的、基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を育成します。

施策の方針

① 教育環境の整備

児童・生徒が学ぶ学校の教育機能の向上をめざし、心安らぐ魅力的な教育環境を提供するため、施設・設備の整備を年次的に進めます。施設の老朽化等に応じ校舎・屋内運動場の大規模改修や改築を行います。

② 地域の教育力の醸成

創造力豊かで活力に満ちた児童の育成を図るため、児童センター等を中心に放課後児童の健全育成の充実を図ります。児童センター等の整備がなされていない地域については、学校の余裕教室、その他の公共施設の活用を検討します。

（３） 具体的施策

施 策 名	事 業 の 概 要
消防体制の充実	防災基盤整備事業
地域特性を活かした教育環境の整備	学校施設整備事業 児童センター分館整備事業

4 計画推進のために

(1) 推進体制の確立

基本方向

新市建設計画の最大限の効果を導くため、住民を主体として、国、県及び関係機関等との緊密な連携と協力体制の確立に努めます。

新発田市のまちづくり総合計画については、平成12年度に策定（基本構想：平成27年度まで、前期基本計画：平成17年度まで）されていますが、新市として一体感を育みながらまちづくりを進めるために、新市建設計画を踏まえた新たな計画の修正策定を進めます。

また、地方分権や行政改革の必要性が高まる中、住民からの提言を尊重し時代の変化に対応した効率的、機能的な行政運営をめざして、事務事業や組織機構の見直しを図ります。さらに、職員の定員管理や資質向上のため研修等の充実に努めます。

施策の方針

① 行政運営の効率化

組織機構の見直しに当たっては、既存の組織・機構について従来のあり方にとらわれることなく、実質的に住民の福祉向上につながる事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織機構とします。

職員の定員管理に当たっては、新規の行政需要に対しても職員の配置転換等によって対応し、定員管理の適正化を図ります。

また、行政のネットワーク化と統一的な業務を推進するため、窓口業務等のオンライン化を強化し、事務改善やOA化の推進に努めるとともに、職員研修体系の充実・強化を図ります。

② 財政運営の効率化

歳入においては、自主財源、依存財源の確保に努めます。また、歳出においては、事務事業の見直しを積極的に進め経費の節減・合理化を図ります。投資的事業については事業実施前に事業コストと事業成果を把握し、その優先度・緊急度により実施時期等を決定し、支出の効果が最大となるように効率的な財政運営に努めます。

(2) 具体的施策

施 策 名	事 業 の 概 要
効率的・効果的な計画推進	行政評価システム構築事業 総合情報化推進事業（電算基幹システム構築） 行政事務統一事業

V 新市における県事業の推進

1 県事業の推進

合併後の地域の一体感を高めるため、新市の建設計画に掲げられた県事業の重点的な整備促進を要望していくとともに、新市が県北の中核都市としての役割を果たすための事業推進に向けて関係機関と協議を行っていきます。

なお、街路事業については、都市計画決定の変更手続き等を踏まえ事業を推進していきます。

2 新市における県事業(再掲)

施策名	事業の概要
交通体系の整備	国道460号交通安全事業(竹俣万代～天王) 国道460号整備事業 都市計画道路新栄町荒町線（新発田南バイパス）整備事業 主要地方道住吉上館線整備事業 主要地方道新発田津川線整備事業 県道豊栄天王線整備事業 県道豊浦笹岡線整備事業 街路事業 西新発田五十公野線整備事業（本町工区）
河川及び周辺整備	一級河川太田川改修事業（佐々木～飯島） 一級河川福島潟改修事業（鳥穴～本田〈中ノ通〉） 一級河川荒川川改修事業（月岡温泉～荒川）
農業基盤の整備	県営広域営農団地農道整備事業（北蒲原東部地区） 県営広域関連農道整備事業（天王2期地区） 県営農村自然環境整備事業（豊栄地区〈滝沢〉） 県営湛水防除事業(新発田東部地区) 県営湛水防除事業(大沢地区)〈中江川改修〉 国営附帯県営かんがい排水（農地防災排水）事業 (吹切川・奥右衛門川) 県営ほ場整備事業(三悠乙見江・太斉・佐々木南部郷地区)

VI 公共施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を配慮しながら、逐次検討・整備を進めていくことを基本とします。

なお、旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を図ります。

学校、幼稚園、保育園等については、将来人口や地域特性を考慮して今後のあり方を検討します。

Ⅶ 財政計画

歳入

区 分	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
地 方 税	9,600	9,630	9,674	9,340	9,383	9,388	9,346
地 方 譲 与 税	374	376	376	377	378	378	378
各 種 交 付 金	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603
地 方 交 付 税	7,261	7,209	7,241	7,569	7,663	7,820	8,196
分担金及び負担金	166	166	166	164	164	164	164
使用料及び手数料	940	937	934	931	928	928	928
国 庫 支 出 金	3,908	4,069	3,952	3,528	3,597	3,724	3,561
県 支 出 金	1,219	1,214	1,243	1,118	1,091	1,171	1,154
財 産 収 入	70	70	70	70	70	70	70
繰 入 金	361	374	371	371	371	672	924
諸 収 入	2,805	2,759	3,121	3,607	3,901	1,371	1,454
地 方 債	4,791	7,613	6,395	5,988	4,240	4,547	3,963
うち合併特例債	1,186	3,518	3,338	3,169	1,294	1,134	818
歳 入 合 計	33,098	36,020	35,146	34,666	33,389	31,836	31,741

歳出

区 分	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
人 件 費	6,399	6,213	5,959	6,004	6,303	6,391	6,566
扶 助 費	2,185	2,186	2,189	2,188	2,192	2,193	2,193
公 債 費	3,738	4,987	3,698	3,800	4,109	4,391	4,812
物 件 費	3,973	3,973	3,874	3,873	3,873	3,773	3,773
維 持 補 修 費	664	664	664	664	664	664	664
補 助 費 等	3,052	3,052	3,052	3,052	3,052	3,052	3,052
繰 出 金	2,735	2,859	2,973	3,173	3,288	3,416	3,474
積 立 金	151	504	1,191	1,647	101	101	101
投資及び出資金	79	80	82	82	82	82	82
貸 付 金	2,066	2,527	2,971	3,404	3,588	1,130	1,130
普通建設事業費	8,056	8,975	8,493	6,779	6,137	6,643	5,894
うち合併特例事業	2,535	6,314	5,728	4,851	1,835	1,483	955
歳 出 合 計	33,098	36,020	35,146	34,666	33,389	31,836	31,741

単位：百万円

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
9,351	9,356	9,313	9,319	9,323	9,282	9,286	9,291	140,882
378	378	378	378	378	378	378	378	5,661
1,603	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603	24,045
8,339	8,380	8,636	8,569	8,369	8,331	8,118	7,825	119,526
164	164	164	164	164	164	164	164	2,466
928	928	928	928	928	928	928	928	13,950
3,633	3,657	3,595	3,209	3,587	3,557	3,461	3,548	54,586
1,152	1,156	1,100	1,123	1,144	1,122	1,154	1,124	17,285
70	70	70	70	70	70	70	70	1,050
494	695	796	1,395	396	395	396	395	8,406
1,461	1,497	1,458	1,545	1,456	1,455	1,444	1,450	30,784
3,584	3,464	3,077	2,103	3,279	3,181	3,130	3,199	62,554
444	124	38	24	0	0	0	0	15,087
31,157	31,348	31,118	30,406	30,697	30,466	30,132	29,975	481,195

単位：百万円

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
6,139	5,948	6,403	6,085	5,364	5,656	5,379	5,163	89,972
2,193	2,193	2,193	2,193	2,193	2,193	2,193	2,193	32,870
4,943	5,041	5,189	5,301	5,434	5,087	5,023	4,655	70,208
3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	57,296
664	664	664	664	664	664	664	664	9,960
3,052	3,052	3,052	3,052	3,052	3,052	3,052	3,052	45,780
3,519	3,521	3,573	3,628	3,724	3,820	3,913	4,002	51,618
101	101	101	101	101	101	101	401	4,904
82	82	82	82	82	82	82	82	1,225
1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	25,856
5,561	5,843	4,958	4,397	5,180	4,908	4,822	4,860	91,506
622	239	101	47	0	0	0	0	24,710
31,157	31,348	31,118	30,406	30,697	30,466	30,132	29,975	481,195

資料編 …… 計画の主要指標

1 人 口

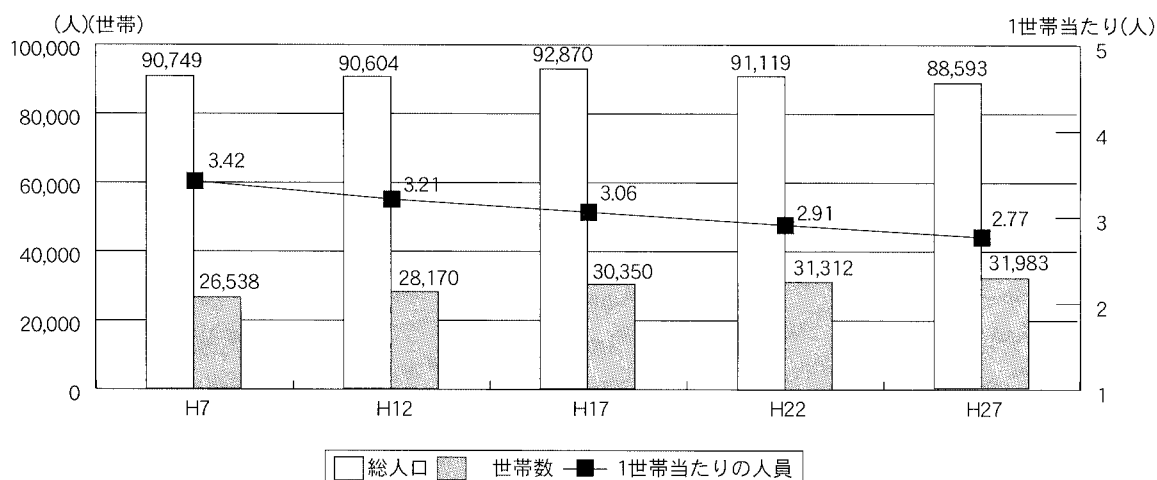
(1) 総人口と世帯

新市の人口は、少子・高齢化社会の到来により、短期的には増加するものの、中・長期的には減少に転じるものと予測されます。

しかし、良好な居住環境の創造や道路交通網の整備などの都市基盤整備・生活基盤の整備、新たな住宅地の供給、地域特性を活かした教育環境整備、産業支援による雇用機会の創出など、さまざまな施策の展開により、平成27年度には約88,500人余りになることが想定されます。

新市の世帯数は、核家族化や一人暮らし高齢者世帯が増加し、平成27年においては平成12年よりも1,000世帯余り増加することが想定されます。

総人口、世帯数、1世帯当たりの人員の推計



※平成17年は、国勢調査、住民基本台帳、(財)統計情報研究開発センターの推計を参考とした市総合計画掲載の推計値

※平成22年以降は、平成17年の推計値を基本に、平成7年及び12年の国勢調査人口を基にコーホート変化率法で推計した数値

コーホート変化率法推計値に総合計画推計値を勘案した場合

	平成7年	平成12年	伸率	平成17年	伸率	平成22年	伸率	平成27年	伸率
新市	90,749	90,604	99.84%	92,870	102.50%	91,119	98.11%	88,593	97.23%

平成17年は新発田市の総合計画の数値（83,000人）、豊浦町の平成12年の国勢調査数値（9,870人）を加算。平成22年以降はコーホート数値の増減率（平成17から22年は98.11%、平成22年から27年は97.23%）をそれぞれ17年推計人口、22年推計人口に乗じて推計。

参考：平成7年及び12年国勢調査人口を基にコーホート変化率法で推計した場合

	平成7年	平成12年	伸率	平成17年	伸率	平成22年	伸率	平成27年	伸率
新市	90,749	90,604	99.84%	89,660	98.96%	87,970	98.12%	85,532	97.23%

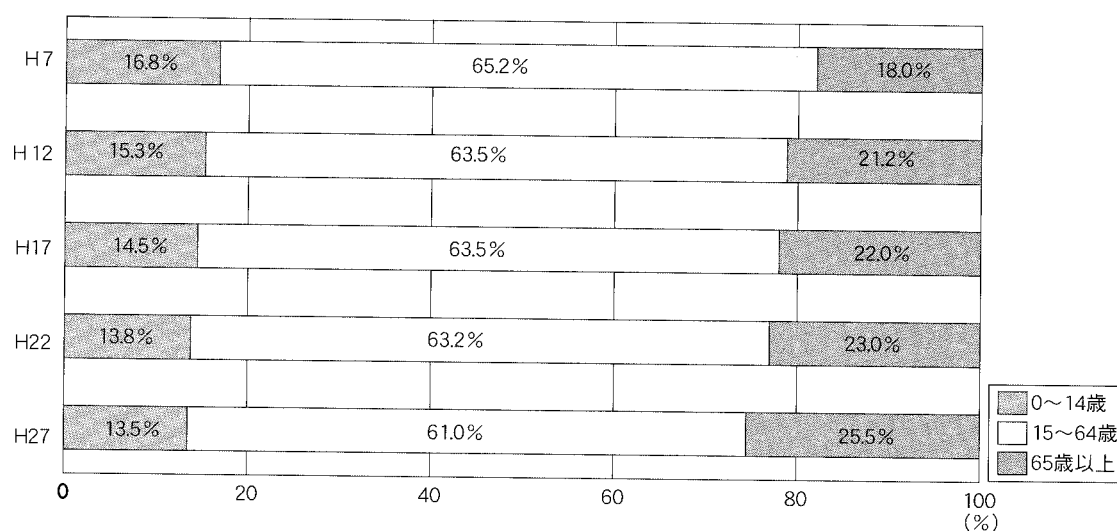
平成7年及び平成12年の国勢調査人口をコーホート変化率法で推計すると上表のとおり、平成27年には85,500人余りになると予測される。

(2) 年齢別人口

新市の年齢別人口は、高齢化率が増加傾向にあり、逆に年少人口は減少する傾向にあります。生産年齢人口も少しずつ減少していくことが予想されます。

平成27年には年少人口が13.5%、生産年齢人口が61.0%に対し、高齢人口は25.5%に上るものと想定されます。

年齢区分別人口の推移



※平成17年は、国勢調査、住民基本台帳、(財)統計情報研究開発センターの推計を参考とした市総合計画掲載の推計値

※平成22年以降は、平成17年の推計値を基本に、平成7年及び12年の国勢調査人口を基にコーホート変化率法で推計した数値

コーホート変化率法推計値に総合計画推計値を勘案した場合

	平成7年	平成12年	伸率	平成17年	伸率	平成22年	伸率	平成27年	伸率
新市	90,749	90,604	99.84%	92,870	102.50%	91,119	98.11%	88,593	97.23%
0～14歳	15,284	13,851	90.62%	13,442	97.05%	12,580	93.59%	11,938	94.90%
15～64歳	59,112	57,570	97.39%	59,039	102.55%	57,621	97.60%	54,030	93.77%
65歳以上	16,353	19,183	117.31%	20,389	106.29%	20,918	102.59%	22,625	108.16%

平成17年は新発田市の総合計画の数値（年少人口12,000人、生産年齢人口53,000人、老年人口18,000人）、豊浦町の平成12年の国勢調査数値（年少人口1,442人、生産年齢人口6,039人、老年人口2,056人）を加算。平成22年以降はコーホート数値の各年齢区分別増減率をそれぞれ17年推計人口、22年推計人口に乗じて推計。

参考：平成7年及び12年国勢調査人口を基にコーホート変化率法で推計した場合

	平成7年	平成12年	伸率	平成17年	伸率	平成22年	伸率	平成27年	伸率
新市	90,749	90,604	99.84%	89,660	98.96%	87,970	98.12%	85,532	97.23%
0～14歳	15,284	13,851	90.62%	12,695	91.65%	11,881	93.59%	11,275	94.90%
15～64歳	59,112	57,570	97.39%	56,189	97.60%	54,840	97.60%	51,423	93.77%
65歳以上	16,353	19,183	117.31%	20,776	108.30%	21,249	102.28%	22,834	107.46%

世帯数の推計の根拠

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
新市	26,538	28,170	30,350	31,312	31,983

総人口を世帯当たり人員数で除して算出

世帯当たり人員の推計の根拠

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
新発田市	4.27	3.99	3.84	3.76	3.61	3.36	3.17
豊浦町	4.90	4.50	4.40	4.36	4.14	3.96	3.68
合計	4.34	4.04	3.89	3.82	3.66	3.42	3.21
	平成17年	平成22年	平成27年	伸率平均%			
新発田市	3.02	2.87	2.74	95.17			
豊浦町	3.51	3.35	3.19	95.37			
合計	3.06	2.91	2.77				

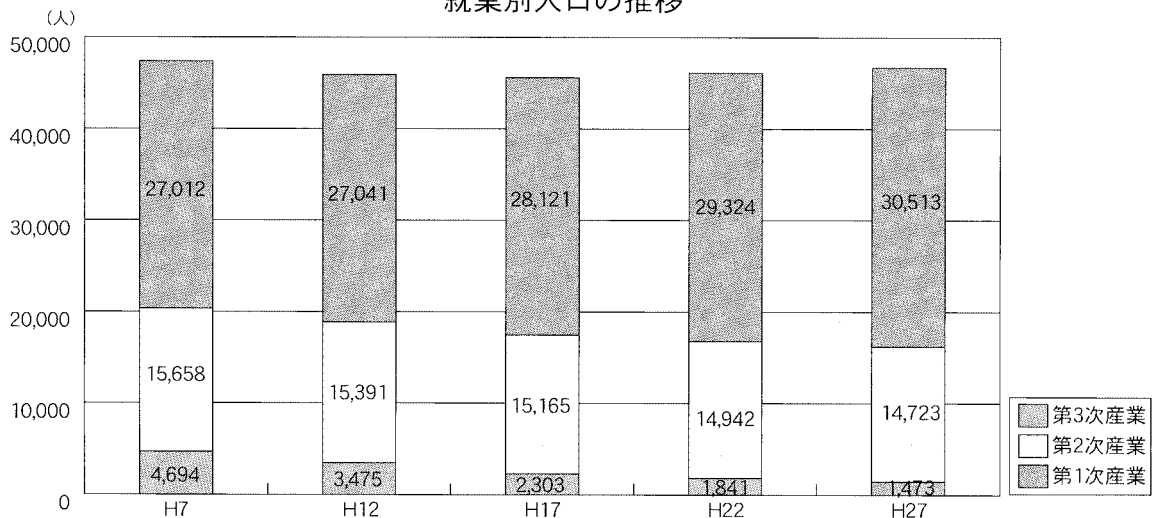
昭和45年から平成12年までの国勢調査数値の平均伸率で算出

(3) 就業人口

新市の産業別就業人口は、近年の産業構造改革の変革により、第1次産業が減少し、第3次産業に比重が移っていくものと考えられます。

少子・高齢化の影響により、生産年齢人口の比率は減少しますが、元気な高齢者の増加や女性の社会進出により、全体の就業人口は増加すると予測されます。

就業別人口の推移



昭和50年から平成12年までの国勢調査数値から伸率を加味して算出

新発田市

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業人口計	38,037	38,957	38,792	39,889	41,768	40,703	40,548	41,211	41,941
第1次産業	9,278	7,285	5,625	4,337	3,754	2,770	1,712	1,346	1,058
第2次産業	9,284	10,528	11,688	13,169	13,827	13,610	13,396	13,185	12,978
第3次産業	19,475	21,144	21,479	22,383	24,187	24,323	25,440	26,680	27,905

豊浦町

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業人口計	5,603	5,758	5,688	5,613	5,596	5,204	5,041	4,896	4,768
第1次産業	2,418	1,855	1,192	1,013	940	705	591	495	415
第2次産業	1,108	1,466	1,735	1,805	1,831	1,781	1,769	1,757	1,745
第3次産業	2,077	2,437	2,761	2,795	2,825	2,718	2,681	2,644	2,608

合 計

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業人口計	43,640	44,715	44,480	45,502	47,364	45,907	45,589	46,107	46,709
第1次産業	11,696	9,140	6,817	5,350	4,694	3,475	2,303	1,841	1,473
第2次産業	10,392	11,994	13,423	14,974	15,658	15,391	15,165	14,942	14,723
第3次産業	21,552	23,581	24,240	25,178	27,012	27,041	28,121	29,324	30,513

新発田市分の数値の根拠

第1次産業：昭和50年から平成12年までの国勢調査数値の伸率で算出

第2次産業：平成7年から平成12年までの国勢調査数値の伸率で算出

第3次産業：昭和50年から平成12年までの国勢調査数値の伸率で算出

豊浦町分の数値の根拠

第1次産業：平成2年から平成12年までの国勢調査数値の伸率で算出

第2次産業：平成2年から平成12年までの国勢調査数値の伸率で算出

第3次産業：平成2年から平成12年までの国勢調査数値の伸率で算出

2 土地利用等

(1) 土地利用

新市の行政区域面積は469.54km²で、区域の一部は新潟都市計画区域に指定されています。市街化区域は1,390.2ha、市街化調整区域は7,838.8haです。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望に基づき適正かつ合理的な土地利用に努めるものとします。これらの方針を実現するため、都市計画法及び土地利用関係法の適切な運用により、適正な土地利用の確保を図ります。

土地利用については、自然と人間との共存を前提として、豊かな森林と農地等を可能な限り保全し、都市（市街地）と農村が共存する新市の特色を生かしながら、おおむね4つの地域に区分し、市域全体のバランスの取れた利用を基本とします。

○ 市街地

都市機能の集積や歴史・文化・観光を生かしながら適切な利用を図るとともに、佐々木・五十公野・荒橋地区については都市化の進展状況に応じて計画的な整備を進めます。

○ 生産基盤確立地域

効率的かつ安定的な農業の展開を図るため、食料供給産業としての基盤を確立する農業利用を展開します。

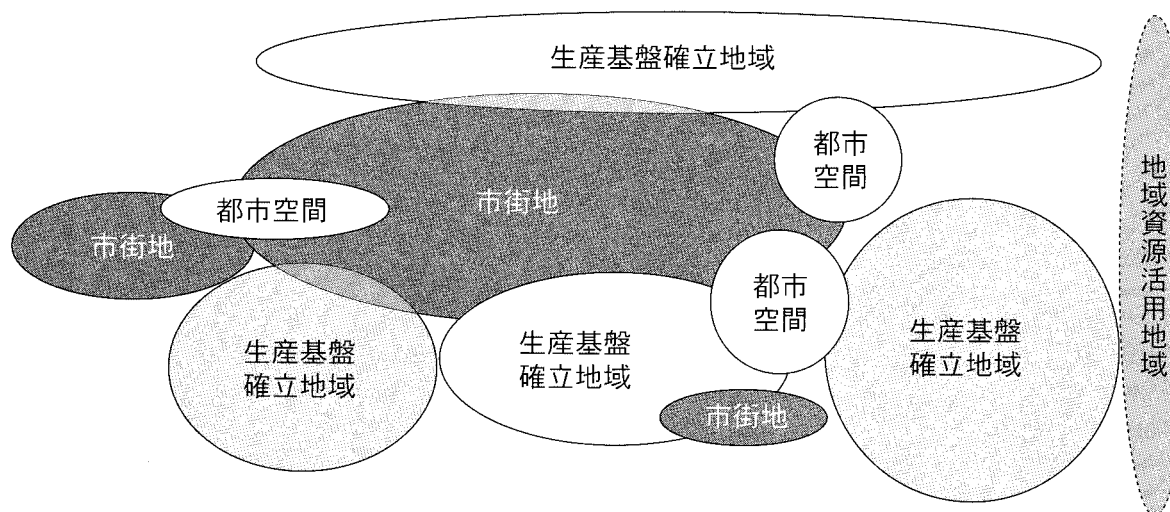
○ 都市空間活用地域

消費地に近い立地条件を生かし、都市空間を活用した生産および経営活動を促進し、調和の取れた土地利用を図ります。

○ 地域資源活用地域

恵まれた地域・環境資源を有効活用し、自然環境の保全、水源の涵養など、農業生産以外の多面的な土地利用を促進します。

土地利用計画図



(2) 都市構造

新市の土地利用は、市街地規模及び現況土地利用をふまえて、将来市街地の発展方向と拡大規模を考慮した中で、円滑な都市活動（社会、経済、生活など）の実現と良好な都市環境の形成をめざして、6つの土地利用ゾーンにおいて基本的な考え方を示します。今後は、各ゾーンの果たす役割と機能のバランスを考慮した土地利用の形成と誘導に努めます。

市街地の範囲は、国道7号及びJR白新線に囲まれた範囲内を基本とします。また、中長期的な市街化の方向としては、佐々木、五十公野方面及び西新発田駅南、荒町方面が考えられますが、立地条件や都市基盤整備の優先度などを勘案して、既に宅地化や駅周辺整備、幹線道路、下水道整備事業が進行している区域の計画的な市街地整備を進めます。

① 都市中核ゾーン

新発田駅から市庁舎周辺までの地域は、新市の都市機能がもっとも集積した地域です。

今後、新市及び周辺町村の中心地として果たすべき役割は大きく、高度かつ多様な土地利用への誘導が求められます。

本地域は、より高度な都市機能（商業・業務・文化、行政機能など）が備わった都市中核ゾーンとして位置づけます。

② 歴史的居住ゾーン

新発田城や社寺群、市島邸などの歴史文化資源や市街地内の河川・水路網などの歴史・文化的な要素が数多く存在しているほか、建物の意匠や街並みも旧城下町の雰囲気の色濃く残している地域です。また、加治川・五十公野山などの自然資源は、新市の個性と特色を生かしたまちづくりに向け、歴史的及び自然的資源の保全を図るとともに、これと調和した美しい街並みの形成が求められています。

これらの地域は、歴史的街並みに調和した都市基盤整備や景観・修景整備などにより居住環境の個性や魅力を向上しながら、「城下町しばた」の雰囲気を残しつつ、自然環境に恵まれた住宅地を形成する歴史的居住ゾーンとして位置づけます。

③ 緑住ゾーン

旧市街地（都市中核・歴史的居住ゾーン）の周辺部にあたる地域は、現在の都市形成過程のなかで比較的新しく形成された市街地です。これらは、主として区画整理などによる面的かつ計画的な基盤整備により宅地供給や公共施設整備が行われている地域です。

本地域は、周辺町村を含めた宅地供給の場として、今後も新たな住宅供給の受け皿的な役割を担うところが大きく、今後も市街地規模の拡大に応じた住宅地などの供給促進が求められています。新たに市街化区域に編入された南バイパス沿線の西新発田駅周辺や荒町地区の新市街地では、地区の機能・役割に応じた土地利用を図り、新た

な生活拠点としての整備が求められています。

本地域は、生活の中に緑やうるおいを享受できる、利便性と快適性及び安全性を備えた良好な居住環境の形成をめざす緑住ゾーンとして位置づけます。

④ 産業創造ゾーン

佐々木地区（西部工業団地）や新栄町周辺及び南外郭地区、荒町地区工業団地などでは、今後その立地特性を生かした土地利用の高度化と多様化をめざした産業創造ゾーンとして位置づけます。

⑤ 健康レクリエーションゾーン

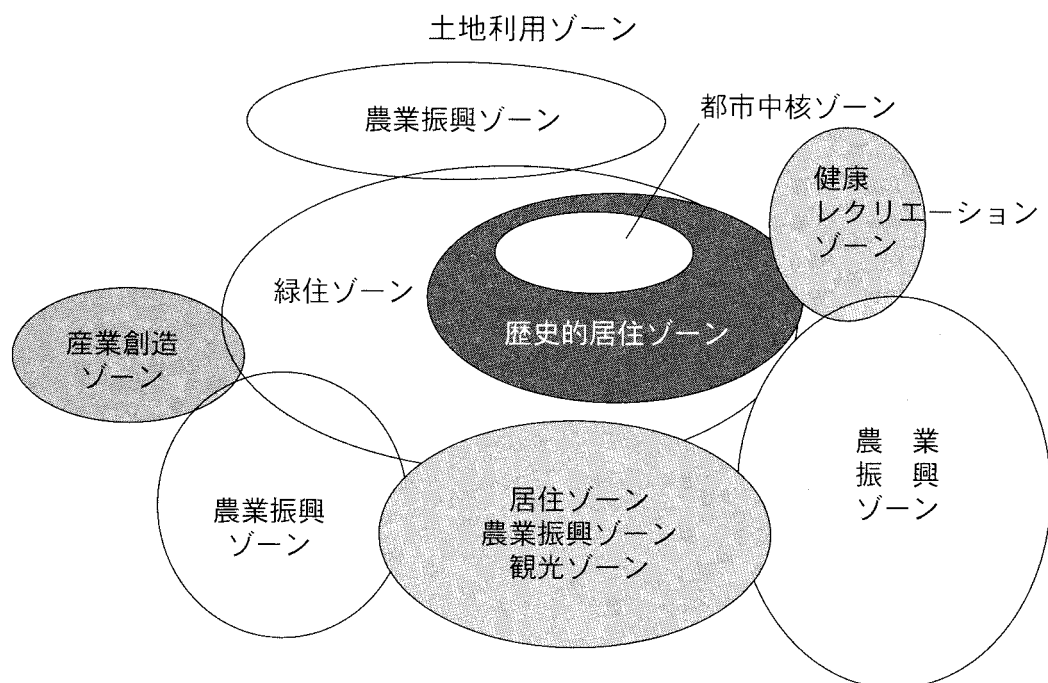
自然景観と資源に恵まれた五十公野公園や滝谷森林公園、赤谷線サイクリングロード、真木山中央公園、月岡カリオンパーク周辺は、広域的なスポーツレクリエーションの場として利用されています。

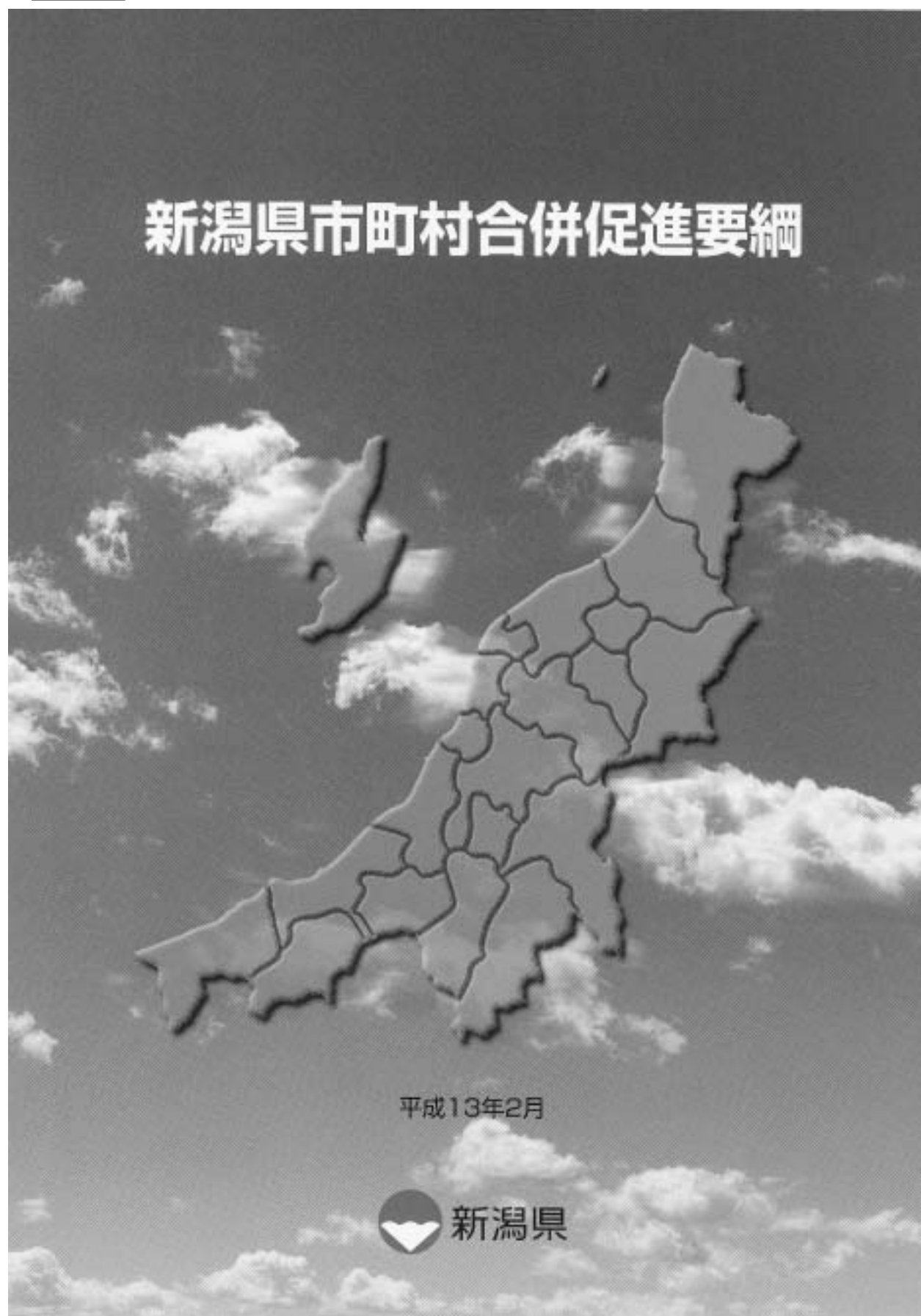
本地域は、今後さらに月岡温泉や五十公野総合スポーツゾーン、ゴルフ場などを活用した健康づくりの拠点としての機能拡充を図り、快適性を享受できる生活空間の形成をめざす健康レクリエーションゾーンとして位置づけます。

⑥ 農業振興ゾーン

市街化調整区域の主な土地利用は、新市の主要産業の1つである農業生産の場です。食料供給産業の基盤として、農地の集団化による農業生産基盤の整備や収益性の高い農業の確立を求められる中で、これらの機能の永続的な維持管理に努めた農業振興ゾーンとして位置づけます。

本地域においては、引き続き優良農地などの農業生産基盤の保全と高度利用化を推進していくとともに、点在する集落の生活環境整備に努めます。





市町村の合併パターン

1 市町村合併パターン提示の目的

市町村合併は、地域の主体的な取組みのもとで進められるべきですが、市町村合併の議論をスタートさせる、又は深めるためには、市町村合併の組合せを具体的に想定しながら検証を行うことが必要です。

県では、地域において将来を見据えた活発な議論が行われることを期待し、市町村や住民が市町村合併を具体的に検討する際の参考・目安となる合併パターン（市町村合併の組合せ）を提示します。

2 市町村合併パターンの基本的な考え方

合併パターンの作成に当たっては、まず組合せの基本となるエリアを想定し、その中で、将来の地域課題に対応できる人口規模や、地域の拠点性を高める権限の面から、組合せを考慮しました。

(1) 組合せのエリア

ア 地方分権推進の観点から、住民の求める地域の行政課題の解決や新たなまちづくりを推進するため、住民の日常社会生活圏を重視します。

イ このため、すでに住民の日常社会生活上のつながりが認められ、広域性を備えた地域形成に実績のある広域市町村圏（※）を基本とします。

ただし、任意合併協議会設置の動きがある地域については、その動きを考慮し複数の組合せを提示します。

※**広域市町村圏**：総合的、一体的な行政の調整、推進を行うため、通勤、通学など住民の日常社会生活圏のつながりにより昭和44年以降に設定された圏域（参考資料P80参照）

ウ なお、圏域としての一体性が他の圏域に比べて未成熟な場合や、大規模な圏域である場合は、歴史的経緯や、市町村の共同事務処理実績などの行政的なつながりを考慮し、圏域の中で組合せを考えます。

(2) 組合せにおける人口規模

ア 今日的・将来的な地域課題に対応して、行政サービスの拡充や、行政の高度化（企画立案能力のアップ、建築技師や保健婦など専門職の増強、女性施策や環境施策など専門部局の新設など）を図るため、合併後に人口規模3万人以上となることを組合せの基本とします。

イ 人口規模3万人以上が確保できない場合でも、保健福祉、学校教育といった基幹的サービスを適切・効率的に提供するために必要な、人口規模1万人程度を少なくとも確保します。

（参考）「市町村の合併の推進についての指針」（H11.8自治省）の参考となった「市町村合併研究会報告書」（H11.5）中「4 合併後の人口規模に着目した市町村合併の類型」より

- ・ 環境施策一般部門の専任組織（課相当）の設置：3万人程度
- ・ 教育委員会における指導主事の設置：3万人程度
- ・ 中学校の設置：標準法による基準での最小13,200人で1校
- ・ 建築技師の設置：1万人程度

(3) 合併後の権能の考慮

地域の拠点性を高めることが、周辺地域へも好影響を与え、県土の均衡ある発展につながることから、以下の都市圏については市町村合併後に権限拡大が目指せる規模を考慮します。

- 新潟都市圏：政令指定都市
- 長岡都市圏：中核市
- 県央都市圏：特例市
- 上越都市圏：特例市

＜市町村合併パターンの作成に当たっては、主に次の事項を参考としました。＞

- ア 通勤・通学、買い物、通院を中心とした住民の日常社会生活圏に関するデータ
- イ 地域の歴史的経緯、行政上の共同処理実績
- ウ 地域の特性や役割に応じた人口規模
- エ 市町村合併懇談会における有識者の意見
- オ 市町村長との面談による意見

③ 市町村合併の類型

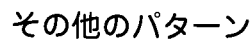
提示する組合せの地域が、何を目的として合併するのか、また、どのような効果が期待できるのかを明らかとするため、組合せに応じ以下の類型を示すこととします。

類 型	地域の性格	合併による目標	人口規模と関連する事項
政 令 指 定 都市移行型 (人口50万人以上) ①	大都市と周辺地域とが合併し、将来的に政令指定都市を指向することにより、県土全体の発展の牽引役を目指す地域	・ 経済圏の確立 ・ 高次都市機能の集積 ・ 指定都市への移行による県も含めたイメージアップ	・ 指定都市（50万人以上）
中核市・特 例市移行型 (人口20～30万人程度) ②	地域の中核である都市と周辺市町村とが合併することによって、県土の均衡ある発展に寄与し、自立性・拠点性の高い都市への発展を目指す地域	・ 都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置 ・ 中核的都市機能の整備 ・ 県全体の発展の中核となる都市の形成 ・ 移行によるイメージアップ	・ 中核市（30万人以上） ・ 特例市（20万人以上） ・ 一般廃棄物処理（（効率的なサーマルリサイクルが可能な）300 t / 日規模の施設の目安：20～25万人）
都 市 高 度 拡 大 型 (人口5～10万人程度) ③	圏域又はサブ圏域の核である市と周辺の市町村とが合併することにより、地域の連携を深め、行政の一層の高度化、都市イメージの向上、地域経済の活性化を図ることを目指す地域	・ 高等学校の設置や一般廃棄物の処理など一定水準の質を有する行政サービスの向上 ・ 大規模な都市育成による県全体の均衡ある発展 ・ 計画的な都市化による圏域全体の発展	・ 広域市町村圏の設定基準（概ね10万人以上） ・ 高等学校の設置（10万人以上の市） ・ 一般廃棄物処理（焼却）（100t / 日規模の施設の目安：7～9万人） ・ 女性に関する施策の専任組織（課相当）の設置（10万人程度）
市制移行型 (人口3～5万人程度) ④	町村が合併して市に移行することで、より一層、事務権限・自立性を高め、総合的・計画的な行政運営を図ることを目指す地域	・ 福祉施策の充実（福祉事務所の設置） ・ 計画的な都市化による圏域全体の発展 ・ 移行によるイメージアップ	・ 市制施行の要件（5万人（合併特例法4万人、H16.3まで3万人）） ・ 特別養護老人ホームが2か所、デイ・サービス7か所、ホームヘルパー70人弱 ・ 環境施策専任組織（課相当）の設置（3万人程度）
行財政基盤 強化・効率 化型 (人口1～2万人程度) ⑤	中山間地域などの場合で、小規模ではあるが、合併することによって行財政基盤の強化や行政運営の効率化を図り、高齢社会への対応や自然と共生した住みよいまちづくりを目指す地域	・ 適切かつ効率的な基幹的サービスの提供	・ 中学校の設置（標準法による基準での最小：13,200人程度で1校） ・ 特別養護老人ホームの整備（最小規模50床を基準（大都市、過疎地では例外的に30床）：2万人程度） ・ 建築技師の設置（1万人程度）

※人口規模は、概ねの目安である。

※「合併による目標」及び「人口規模と関連する事項」は、「市町村の合併についての指針」（H11.8.6 自治省）を参考とした。

基本パターン



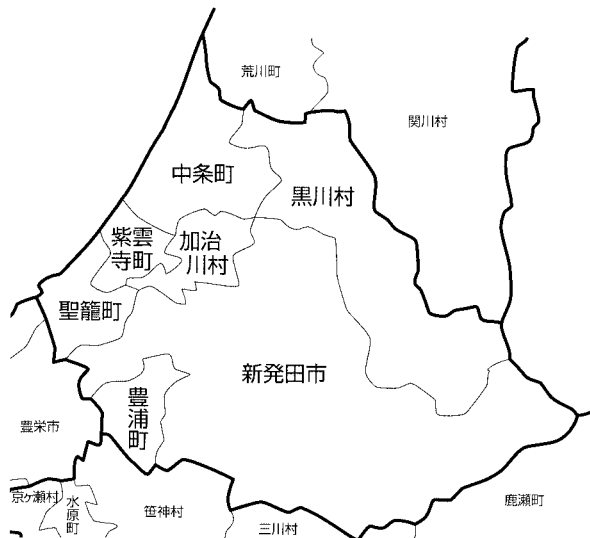
基本パターン

広域圏	No.	パターンの構成市町村	市町村数	類型	面積(Km)	人口(人)
岩 船	1	村上市、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村	1市6町村	③	1,484	81,873
新発田	2	新発田市、豊浦町、聖籠町、加治川村、紫雲寺町、中条町、黒川村	1市6町村	③	836	153,598
新 潟	3	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	4町村	④	193	48,459
	4	新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、味方村、月潟村、中之口村	4市6町村	①	565	750,575
	5	巻町、西川町、潟東村	3町村	④	125	48,307
五 泉	6	五泉市、村松町	1市1町	③	352	58,821
	7	津川町、鹿瀬町、上川村、三川村	4町村	⑤	953	15,814
三 条 ・ 燕	8	三条市、加茂市、燕市、吉田町、田上町、下田村、栄町	3市4町村	②	669	223,009
	9	岩室村、弥彦村、分水町、寺泊町	4町村	④	159	46,528
長 岡	10	三島町、与板町、和島村、出雲崎町	4町村	⑤	133	25,879
	11	長岡市、見附市、栃尾市、中之島町、越路町、山古志村、小国町	3市4町村	②	772	298,325
	12	小千谷市、川口町	1市1町	③	205	47,392
柏 崎	13	柏崎市、高柳町、刈羽村、西山町	1市3町村	③	467	102,925
小 出	14	堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村	6町村	④	947	45,387
六日町	15	湯沢町、塩沢町、六日町、大和町	4町	④	942	74,628
十日町	16	十日町市、川西町、津南町、中里村	1市3町村	③	586	69,996
	17	松代町、松之山町 安塚町、浦川原村、大島村、牧村	6町村	⑤	431	20,834
上 越	18	上越市、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、清里村、三和村、名立町	1市7町村	②	609	185,687
新 井 頸 南	19	新井市、妙高高原町、中郷村、妙高村、板倉町	1市4町村	③	556	52,493
糸魚川	20	糸魚川市、能生町、青海町	1市2町	③	746	53,022
佐 渡	21	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村	1市9町村	③	855	72,172

その他のパターン

十日町	①	十日町市、川西町、津南町、中里村、松代町、松之山町	1市5町村	③	762	77,421
上 越	②	安塚町、浦川原村、大島村	3町村	⑤	193	10,417
	③	上越市、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、清里村、三和村、名立町、牧村	1市8町村	②	670	188,679

※人口は平成12年国勢調査人口より



合併後の規模

平成12年国勢調査人口	153,598 人
面 積	835.99 km ²

将来人口推計

年	人口	老年人口比率
H 7年（実績）	154,233人	18.4%
H17年（推計）	154,836	22.3
H27年（推計）	151,264	25.0
H37年（推計）	144,846	27.4

産業構造（H7国勢調査）

第2・3次産業人口比	88%
------------	-----

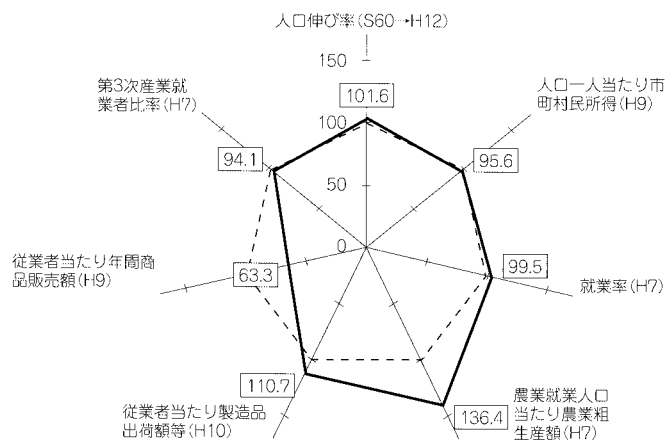
類 型	③都市高度拡大型	歳出計（H11決算における単純計）	69,299 百万円
まちづくり の 方 向 性	○現在の新発田市を中心とした社会生活基盤の整備、産業の拡大。 ○新潟東港や日本海沿岸東北自動車道を活かした物流機能の充実、及び新潟圏域との機能分担、連携。 ○優良な食糧生産基地としての農業の振興、圏域の主要業種である電気機械等の工業の活性化、企業誘致による新たな産業の創出。 ○城下町等に残る特色ある地域文化の継承や青少年の文化活動、国際交流の活性化。		
地 域 の 一 体 性	○通勤・通学、通院、買い物等、住民の日常社会生活圏は、新発田市を中心に形成されている。なお、中条町と黒川村はサブ圏域を形成している。 ○行政的には、消防、ごみ処理（聖籠町除く）、火葬場、介護保険の認定審査等を共同処理するなど一体度が高い。		
合 併 後 の 地 域 の 役 割	○新発田・豊浦エリア：中心都市として産業の高度化を図るとともに住民の生活の拠点として都市的機能の充実、社会生活基盤の整備を行う。なお、月岡温泉街の環境整備を進め、海岸地域、胎内地域との一体的観光ルートの構築・PRにより観光の活性化を図る。 ○聖籠、紫雲寺、加治川エリア：優良農地を活かし、新潟市等の近郊大消費市場に直結した食糧生産基地としての役割を担うとともに、新潟東港の国際貿易港湾としての機能を活かし、一層の工業化を図る。 ○中条、黒川エリア：サブ圏域として都市的機能の一端を担うとともに、商業、工業の集積・振興を行う。また、胎内地域については、林産物の供給基地、豊かな自然を活かした保養基地及び潤いのある地域としての役割を担う。		
財政的効果	○経常経費：●人件費△2,280百万円 ※職員数△425人（現在1,508人→類似団体1,083人） ●議員報酬△336百万円 ※議員数△106人（現在140人→合併後34人） ●施設を効率的に配置した場合の維持管理費の減 等 ○政策経費：広域的観点からのバランスのとれた効果的投資による効率化 ○これら節減経費を行政サービスの維持・向上に振り向け、国・県の財政支援により新たなまちづくり、地域振興策の充実を図ることも可能。		

課題・対応	＜課題＞・普及が遅れている下水道等処理施設（普及率15.9％）などの社会生活基盤の整備。 ・高齢化への対応。 ＜対応＞・広域的な観点からの計画的な事業の精選・重点化、行政事務の効率化。 ・福祉部門に係る専門スタッフの増員、施設の拡充。			
合併後の主な財政支援	国	合併特例債	まちづくり建設事業 借入限度額	543.7 億円
			振興基金造成 借入限度額	38.0 億円
		合併市町村補助金（３か年計）		8.7 億円
		合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（５か年計）		19.5 億円
		合併市町村に対する包括的な特別交付税措置（３か年計）		10.4 億円
	県	合併特別交付金		27.6 億円
		地域づくり資金貸付（まちづくり建設事業・基金計）		30.6 億円
	総 計			678.5 億円

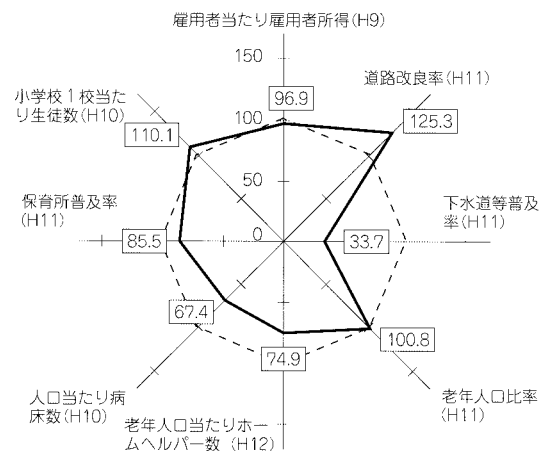
【現在の水準】

※ 当該地域と規模、性格、まちづくりの方向性を同じくする他団体を100とした場合の比較も考えられる。
 便宜的に現在の県平均と比較すると次のとおりである。

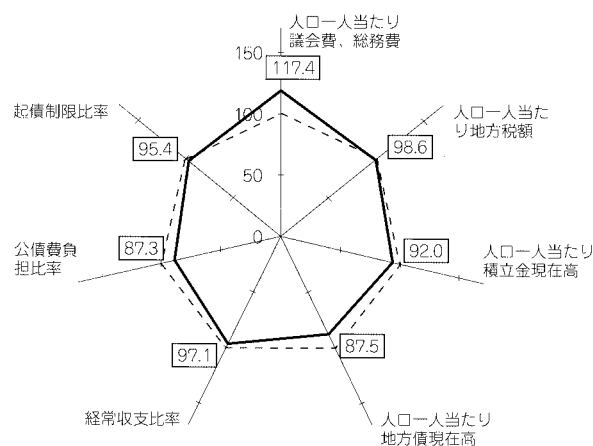
地域経済指標(県平均=100)



生活指標(県平均=100)



H11財政状況(県平均=100)



広報

しばた

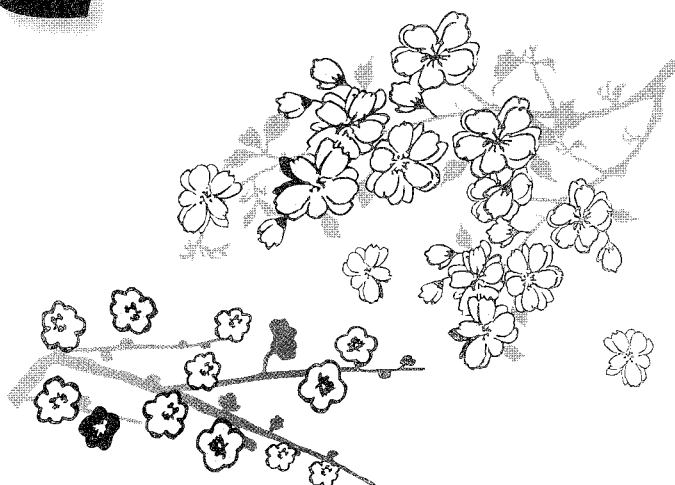
平成15年

新発田市

7月7日

輝く未来に向かつて

新発田市と豊浦町は合併しました



市の木：サクラ
豊浦地区の木：ウメ



市の花：アヤメ
豊浦地区の花：アジサイ

愛せるまち 誇れるまち ふるさと新発田の創造

(1) 新発田市・豊浦町 合併に関する広報誌の状況（抜粋）

○ 新発田市 「広報 しばた」（毎月1日、15日発行）

発行年月日		合併に関する主な内容
平成13年	6月15日	みんなで考えよう“これからのしばた” 合併Q&A 新発田圏域は1市6町村 県が合併パターンを公表 新発田市が歩んできた“合併の歴史”
	7月16日	新発田市・豊浦町任意合併協議会 市議会6月定例会で早期設立を決議 合併までの一般的な手続き
	10月15日	66.4%が合併に肯定的 「市町村合併に対する住民意識調査」
	12月3日	新発田市・豊浦町 始まります。合併の話し合い
平成14年	2月15日	豊浦町と合併の話し合いがスタート 新発田市・豊浦町合併推進協議会設立 組織体系・委員名簿・これまでの主な経過
	7月15日	新発田市・豊浦町合併推進協議会承認基本事項 来年7月、新発田市への編入合併 合併についての住民説明会を開催します 合併推進協議会のホームページが開設
	9月17日	法定協議会設置を9月議会へ提案 新発田市・豊浦町合併推進協議会での協議が終了 合併説明会報告 合併Q&A
	10月1日	新発田市・豊浦町の合併に向けて 法律に基づく協議会を設置
	11月1日	豊浦町と新発田市の合併に向けて 新発田市・豊浦町合併協議会を開催 豊浦町をもっと知りたい！ 豊浦町カリオン文化館
	11月15日	新発田市と豊浦町が合併協定に調印 合併に向けて大きく前進 新しい新発田市の始まりです 合併協定調印式 豊浦町をもっと知りたい！ 来年には、新発田市です
平成15年	1月7日	ご存じですか 豊浦町を 豊浦町の概要 新発田市・豊浦町 12月定例議会で合併関連議案を可決 県知事へ合併申請書を提出
	2月3日	ご存じですか 豊浦町を 『豊浦の歴史』
	3月3日	ご存じですか 豊浦町を 『豊浦の自然と豊浦音頭』
	4月1日	ご存じですか 豊浦町を 『豊浦の祭り』
	5月1日	ご存じですか 豊浦町を 『月岡カリオンパーク』 新発田市・豊浦町の合併が正式に決定 総務大臣により両市町の合併が告示されました 新発田市と豊浦町の合併に併せ 社会福祉協議会も合併します 社協合併案件を公告・縦覧します
	6月1日	ご存じですか 豊浦町を 新潟県重要文化財『市島邸』
	6月16日	祝合併 7月7日新発田市・豊浦町合併記念式典開催 新しい新発田市のスタートです 合併記念事業 新発田市・豊浦町合併記念 「七夕・出逢いの物語」を開催 新発田市・豊浦町合併記念 宝くじスポーツフェア “あなたのまちに名球会がやってくる” 新発田市大会 イベント参加者募集 市民の手作り作品を展示 手工芸展・水墨画展

平成15年	7月1日	新発田市と豊浦町の合併に伴い 市教育委員会が豊浦庁舎に移転します 合併記念事業 新しい新発田市を歩いてみませんか 夕涼み交流ウォーク開催 ご存じですか 豊浦町を 人間国宝『刀匠・天田昭次』
	7月15日 合併特集	七夕に願いをこめて 7月7日 新発田市と豊浦町は合併しました 新発田市・豊浦町合併記念式典 豊浦町閉町式典 おめでとう 新「新発田市」 七夕・出逢いの物語 合併に併せ市の組織機構を一部変更 新発田市・豊浦町合併記念 「和太鼓・よさこい物語」

○豊浦町「広報 とようら」(毎月10日発行)定期発行の他、号外で「おしらせ版」を発行した

発行年月日		合併に関する主な内容
平成14年	2月1日 おしらせ版	市町村合併について集落説明会を実施 合併Q & A 新発田市と合併の話し合いがスタートしました 新発田市・豊浦町合併推進協議会 設立へ
	2月10日	どうしていま、市町村合併が問われているの？ 「新発田市・豊浦町合併推進協議会」について 組織体系・委員名簿・これまでの主な経過
	2月18日 おしらせ版	具体的な話し合いが始まりました 第2回 新発田市・豊浦町合併推進協議会 2月14日開催 豊浦町の協議会委員、第2回目の研究会を実施！
	2月22日 おしらせ版	集落説明会での 質問、意見、要望 パート2
	3月1日 おしらせ版	「合併後」の効果は 鹿嶋市の誕生とその経過 2/21講演会 住民代表による協議会委員の研究会を実施 みなさんの「意見・要望」を集約
	3月8日 おしらせ版	合併で困ることはないの？ その対応策は 「大いなるビジョン」みんなで考えよう 合併後の「より良いまちづくり」を！
	3月10日	データで見る豊浦町と新発田市の財政状況
	4月10日	私たちの暮らしとどんな関係があるの？
	5月10日	真木山さん一家の「ある日の日記」
	6月4日 おしらせ版	基本方針がまとまりました。 第3回合併推進協議会開催！ 8月に「住民説明会」を開催します！ 新たな魅力ある「まちづくり」のために！
	6月10日	平成15年7月上旬新発田市へ編入合併！ 全体スケジュールについて（予定）
	7月5日 おしらせ版	行財政制度の調整が始まりました。 第4回合併推進協議会開催！ 新しく実施される住民サービス！
	7月10日	合併重点支援地域になりました。 具体的支援内容
	8月10日	「合併まちづくり計画案」新市の個性をみがく都市づくり！ 都市づくりの方向 ①自然環境と歴史資源の調和のとれた都市づくり ②交通の利便性を活かした観光と交流の都市づくり ③人々が安心して暮らせる市民福祉の都市づくり

平成14年	9月3日 おしらせ版	行財政の調整方針案がまとまりました。 第6回合併推進協議会開催！ 合併まちづくり計画(案) 新市と豊浦地域との一体性を進めるための整備
	9月10日	合併説明会を行いました！ 住民の不安に対する考えは
	10月4日 おしらせ版	新発田市との合併に向けて 法律に基づく協議会を開催！ 県内では3番目。 法定合併協議会設置を県に届出！
	10月10日	平成15年7月7日の合併に向けて 「合併協定書」ができました！ 法定合併協議会設置を県に届出！
	11月10日	平成15年7月7日の合併に向けて 合併協定調印式開催！
	12月10日	町議会12月定例会において廃置分合(合併)が可決されました！ 今後のスケジュール
平成15年	1月10日	12月19日県知事に「合併申請書」を提出しました！ 芹野町長、片山市長により平山県知事へ提出
	2月10日	合併の記念式典を計画しています。 新発田市紹介コーナー クリップ 概要・市名の由来・合併の歴史
	3月10日	6月8日閉町記念イベントを計画 6月8日は「閉町記念イベント」6月18日は「閉町記念式典」 新発田市紹介コーナー クリップ 平成19年4月開院予定 県立新発田病院基本設計
	4月10日	豊浦町役場は合併後に新発田市豊浦支所となります！ 窓口業務は残ります。 新発田市紹介コーナー クリップ こんなにあります 国・県指定文化財 平成15年度豊浦町一般会計当初予算 重点事項「6つの施策の柱」と合併関係事業を紹介(抜粋)
	5月10日	合併後の新住所はどうなるの？ 合併を記念してイベント開催 宝くじスポーツフェア“あなたのまちに名球会がやってくる” 新発田市大会 「ミュージカル・アテルイ」開催 戸籍事務のコンピューター化 合併後新発田市役所でも新発田市豊浦支所でもOKです。
	6月10日	合併を祝い、多彩なイベントが開催されます ～新発田市・豊浦町合併記念事業～ 七夕・出逢いの物語 夕涼み交流ウォーク 住民サービスの向上とより速い証明書の発行をめざして 休日にも印鑑登録証を交換します。 7月12日(土)・13日(日) 新発田市インフォメーション 合併間近の新発田市の各種事業についてお知らせします。
	7月3日	合併インフォメーション 合併後の様々な取扱いについてお知らせします。 7月のカレンダー 合併後の事業等について 新しい新発田市の業務機構図

新発田市 豊浦支所 ガイドブック

A BRANCH OFFICE
TOYOURA-SHIBATASHI GUIDE BOOK



豊浦町

「豊浦支所・ガイドブック」の発行によせて

豊浦町長 芹 野 秀 夫

陽春の季節を迎え、皆様方にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

いよいよ、平成15年7月7日をもちまして、豊浦町は新発田市と合併することとなり、今後は町民の皆様方も市民の一人として市政に参加することになります。

合併によって、住民の生活等に急激な変化をもたらすことのないよう配慮し、これからの事務事業の円滑な実施を図るために、新発田市 豊浦支所（現 豊浦町役場）を設置することになりました。

そこで、豊浦支所の事務内容や制度等について住民の皆様にお知らせするために、このガイドブックを作成しましたので、ご活用いただきたいと思います。

これまでの町政の発展に当たり町民の皆様方のご協力に対し、深く感謝申し上げます。

目	次
ガイドブックの発行によせて …… 1	農業振興・商工・農業委員会 …… 2 6
豊浦支所などの業務について …… 2	道路・水道・下水道について …… 2 7
新発田市役所の行政機構図について 4	建築基準法等の関係について …… 2 8
戸籍届・住民票交付などの窓口業務 6	国土利用計画法・都市計画法等 …… 2 9
戸籍、住民票などの手数料 …… 7	文書配布・広報・消防について …… 3 0
税関係について …… 8	保育園について …… 3 1
国民年金について …… 1 2	豊浦地区公民館について …… 3 2
国民健康保険について …… 1 2	各種相談窓口について …… 3 4
老人医療について …… 1 4	合併後の新住所は …… 3 7
県単医療費助成について …… 1 5	合併に伴う住所等の変更手続き …… 3 8
介護保険について …… 1 6	主な公共施設の名称・所在変更 …… 4 4
福祉関係について …… 1 8	新発田市内の主要施設の紹介 …… 4 5
保健関係について …… 2 1	新発田市役所等の案内図 …… 5 0
衛生関係について …… 2 4	

【 合併後の新住所は 】

住所は、次のようになります。平成15年7月7日から「北蒲原郡豊浦町」の部分が「新発田市」となりますが、番地や郵便番号は変わりません。

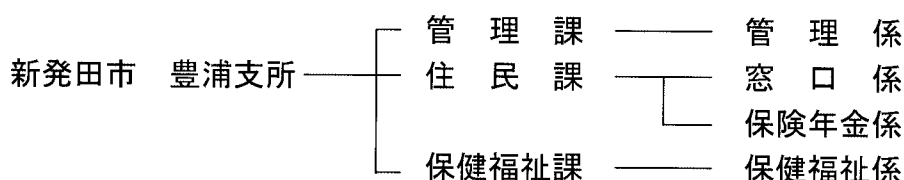
郵便番号	現在の表示	合併後の表示
959 - 2314	豊浦町大字赤橋	新発田市大字赤橋
959 - 2311	豊浦町大字荒町	新発田市大字荒町
959 - 2321	豊浦町大字池ノ端	新発田市大字池ノ端
959 - 2333	豊浦町大字岡屋敷	新発田市大字岡屋敷
959 - 2323	豊浦町大字乙次	新発田市大字乙次
959 - 2336	豊浦町大字加治万代	新発田市大字加治万代
959 - 2303	豊浦町大字切梅	新発田市大字切梅
959 - 2315	豊浦町大字小坂	新発田市大字小坂
959 - 2331	豊浦町大字下飯塚	新発田市大字下飯塚
959 - 2322	豊浦町大字下中ノ目	新発田市大字下中ノ目
959 - 2304	豊浦町大字大伝	新発田市大字大伝
959 - 2381	豊浦町大字滝沢	新発田市大字滝沢
959 - 2301	豊浦町大字竹ヶ花	新発田市大字竹ヶ花
959 - 2337	豊浦町大字竹俣万代	新発田市大字竹俣万代
959 - 2312	豊浦町大字太斉	新発田市大字太斉
959 - 2334	豊浦町大字月岡	新発田市大字月岡
959 - 2325	豊浦町大字天王	新発田市大字天王
959 - 2305	豊浦町大字戸板沢	新発田市大字戸板沢
959 - 2329	豊浦町大字中ノ目新田	新発田市大字中ノ目新田
959 - 2328	豊浦町大字乗廻	新発田市大字乗廻
959 - 2332	豊浦町大字万代	新発田市大字万代
959 - 2327	豊浦町大字福島	新発田市大字福島
959 - 2313	豊浦町大字藤掛	新発田市大字藤掛
959 - 2302	豊浦町大字二ツ堂	新発田市大字二ツ堂
959 - 2335	豊浦町大字本田	新発田市大字本田
959 - 2326	豊浦町大字三ツ樹	新発田市大字三ツ樹
959 - 2324	豊浦町大字吉浦	新発田市大字吉浦

住民票の住所、本籍及び戸籍簿は、合併後に市役所において変更しますので、届出をする必要はありません。

【 豊浦支所などの業務内容について 】

合併にともない、これまでの豊浦町役場は「新発田市 豊浦支所」となります。豊浦支所には、下記の課を設け、今までと同様の窓口業務を引き続き行っています。

〔 支所組織など 〕



(電話 22-3715)

新発田市 豊浦地区公民館 (電話 22-2081)
(現 豊浦町公民館)

新発田市立 豊浦保育園 (電話 27-9200)
(現 豊浦保育園)

電話番号は
変わりません

〔 豊浦支所の各課の主な業務内容 〕

管 理 課

管 理 係

支所の業務案内、住民連絡、区長会関係事務
公告、行政相談、えちご豊浦会
支所の庁舎・車輛等の管理
生産調整、事業助成などの農業振興関係
農地法関係・農業者年金等の相談
農地関係諸証明の発行
道路・公園・下水道等の維持管理に係る相談関係
市税等の収納などの現金取扱い など

住 民 課

窓 口 係

戸籍関係、住民基本台帳関係、埋火葬許可関係
印鑑登録関係、母子手帳の交付
固定資産税の各種申請受付、証明発行
所得証明・納税証明発行、軽自動車税証明発行
チャイルドシート助成
交通安全・交通災害共済関係 など

住 民 課

保険年金係

国民健康保険・老人医療・県単医療費助成関係
国民年金の資格異動、給付、免除関係
老齢福祉年金関係 など

保健福祉課

保健福祉係

ごみ処理関係、し尿処理関係
狂犬病予防、公害苦情相談、害虫駆除関係
保育園関係
高齢福祉（紙おむつ助成、生活用具給付等）関係
介護保険（認定申請、高額サービス費申請等）関係
高齢者家事援助サービス、高齢者短期入所
配食サービス、緊急通報装置設備事業
心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業など
豊浦地区民生児童委員協議会関係 など

〔 豊浦地区公民館の主な業務内容 〕

各種公民館事業、各種教室
補助金申請事務、図書室
文化祭、芸能祭、地域子ども会交流大会
公民館利用管理
体育施設利用管理、各種スポーツ大会 など

問い合わせ先

合併前

豊浦町役場 総務課 市町村合併係 TEL 22-3715

合併後

豊浦支所 管理課 管理係 TEL 22-3715



新発田市 豊浦支所ガイドブック

●企画編集／豊浦町役場 総務課 ●発行日／平成15年3月28日

〒959-2323 新潟県北蒲原郡豊浦町大字乙次281番地の2

TEL.0254 (22) 3715 FAX.0254 (26) 3755

e-mail : toyoura@niigata-inet.or.jp

ホームページアドレス <http://www.town.toyoura.niigata.jp>

● 愛せるまち 誇れるまち ふるさと新発田の創造

し ば た
新発田市

暮らしのガイド

SHIBATA CITY LIFE GUIDE

こんにちは新発田市です

くらし

市民相談

子育て・教育

保険・年金

福祉・健康

高齢者の方へ

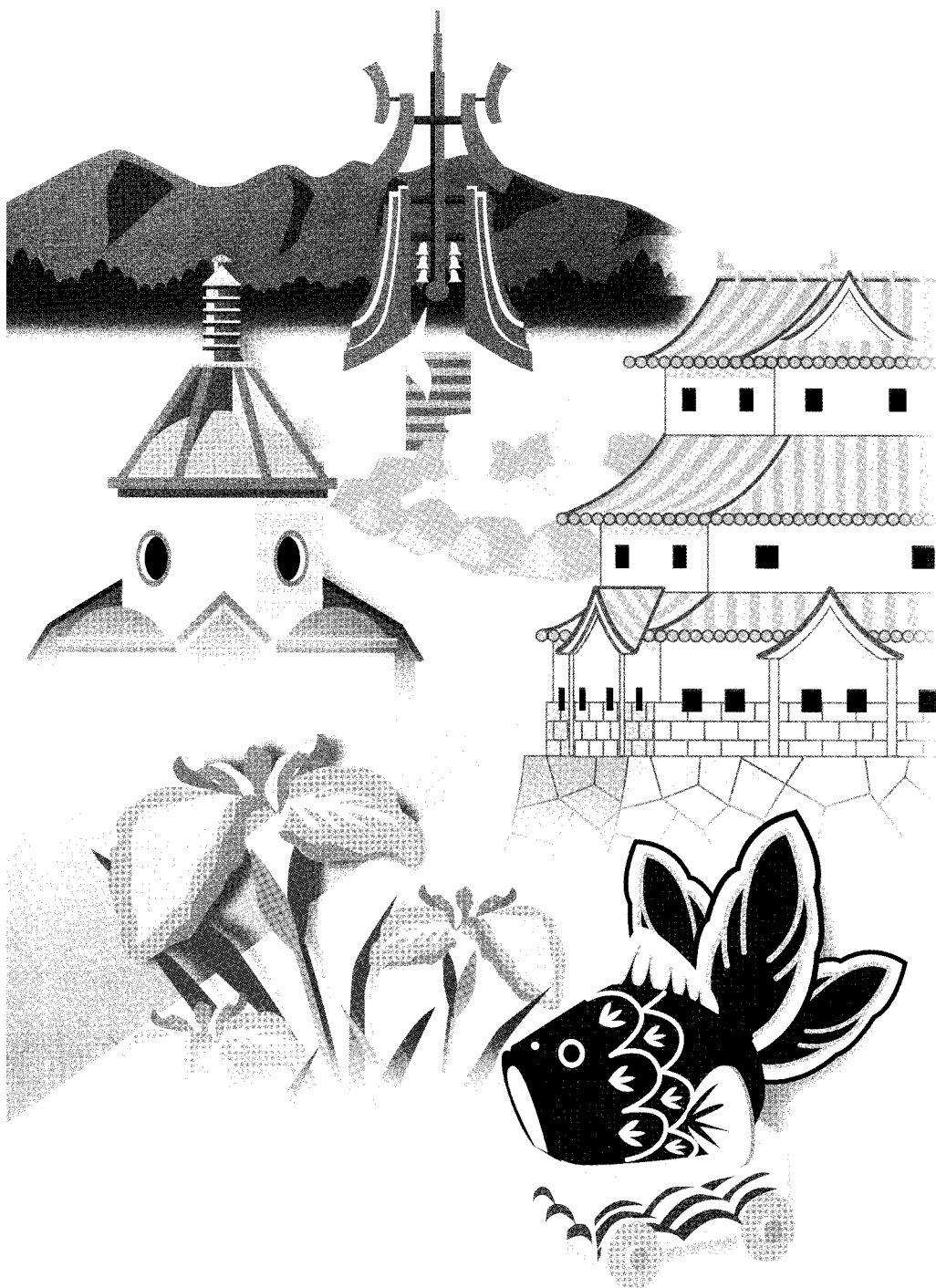
市の組織・仕事など

まつり・イベント

公共施設

団体紹介

ガイドマップ



暮らしの手引き



こんにちは新発田市です

1～3ページ

- 市の年間行事 1ページ
- 市の産業 2ページ
- 市の特産物 2ページ
- 人間国宝 3ページ
- 新発田市へのアクセス 3ページ



くらし

6～25ページ

- 病気のときは 6～9ページ
休日・土曜夜間救急診療所／
(表)病院／(表)一般診療所／(表)歯科診療所
- 災害に備えて 10・11ページ
地震のときは／非常持ち出し品・備蓄品／
火災のときは／災害時の避難場所
- 水道 12ページ
水道料金の支払い／水道のいろいろな
届け出／水道工事の申し込み
- 下水道 13・14ページ
公共下水道への接続／下水道使用料／
受益者負担金／農業集落排水分担金／
排水設備工事の手順／排水設備設置資金融資制度／
下水道の使用再開・休止
- ごみとリサイクル 15～17ページ
燃えるごみ／燃えないごみ／資源ごみ／
粗大ごみ／指定ごみ袋／処理施設への
直接搬入／ごみ収集運搬許可業者／
生ごみ処理機器の購入費補助
- 届け出・証明 18～21ページ
戸籍・住民登録／印鑑登録・証明／戸籍・
住民票などの手数料／その他の届け出／
住民基本台帳ネットワークシステム／
住民票電話請求／住民票・戸籍郵便局窓口
請求／税に関する証明手数料
- 引っ越しのときは 22・23ページ
新発田市へ転入した場合／これから引っ越し
する場合／自治会／郵便に関する転居届
／自動車の登録変更手続き／運転免許証
の変更手続き／電気／電話／ガス
- ペット 24ページ
犬の登録と予防注射／犬やねこに
関する相談／犬やねこが死んだら
- その他 25ページ
し尿くみ取り／浄化槽の維持管理／除雪／
防犯灯の故障／無料入浴券交付



市民相談

26・27ページ

行政相談／人権相談／弁護士無料法律相談／いじめの相談／悩みごと電話相談／高齢者職業相談／パート相談／
子ども教育相談／心配ごと相談／身体障害者・知的障害者相談／総合相談／育児相談会／
こころの健康相談会／子ども発達相談室／結婚相談／消費者生活相談



子育て・教育

28～33ページ

- 出産 28ページ
妊娠届、母子健康手帳の交付／
妊婦健診／母親教室・両親学級／
出生届とその他の申請
- 育児 29～32ページ
乳幼児医療費助成／新生児・産婦訪問、2か月
児訪問／乳幼児健診・歯科健診／育児教室と
相談会／予防接種／保育園／子育て支援
事業／児童手当／児童扶養手当／ひとり親
家庭等医療費の助成／遺児激励事業／
ファミリーサポートセンター
- 教育 33ページ
幼稚園に入るには／幼稚園就園
奨励費／小・中学校への入学手続き／
就学援助／転校の手続き／適応指導
教室／児童クラブ



保険・年金

34～37ページ

- 国民健康保険 34・35ページ
手続き／給付
- 国民年金 36・37ページ
加入／保険料の免除／種類と受給条件／
老齢基礎年金受給の申請場所／こんなときは届け出を



福祉・健康

38～43ページ

- 健康・健(検)診 38・39ページ
献血／健康診査申し込み／各種健(検)診／在宅リハビリ指導
- 障害のある方へ 40～43ページ
身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳／補装具の購入費等の補助／日常生活用具の給付／福祉タクシー券・リフト付き
タクシー券の交付／自家用車に関する助成／ホームヘルパー派遣／ショートステイ(短期入所)／手話奉仕員・盲人ガイドヘルパーの派遣／
ストマ用装具の購入費の一部助成制度／重度心身障害者医療費の助成／更生医療／特別児童扶養手当／特別障害者手当／障害児福祉手当／
在宅重度心身障害者見舞金／心身障害者扶養共済制度／住宅改造費の助成／各種税金控除とNHK受信料等の減免／指定ごみ袋の給付／福祉
電話の設置／緊急通報装置の設置／紙おむつ購入費助成／その他(声の広報発行、電車・バス運賃割引、預貯金利子の非課税、施設入所など)

市民生活に必要な事柄を項目別でご案内します。



高齢者の方へ

44~47ページ

● **老人医療** 44ページ
老人医療保健

● **介護保険サービス** 44・45ページ
介護保険の対象と申請／居宅サービス・施設サービス

● **介護予防・生活支援サービス** 46・47ページ
家事援助サービス／生活支援短期入所／配食サービス／
地域ふれあいルーム／寝たきり高齢者紙おむつ購入費助成／
寝たきり高齢者布おむつ貸与／緊急通報装置設置／
日常生活用具の給付／住宅建設資金融資あっせん／老人医療費の
助成／高齢者等住宅整備費の補助／寝具の乾燥／福祉電話の設置



市の組織・仕事など

48~57ページ

● **各課配置図** 48・49ページ
市庁舎／産業振興部・地域整備部
庁舎／水道局庁舎／市豊浦庁舎

● **各課業務内容** 50ページ

● **議会** 51ページ
議会／議会の傍聴／会議録／
議会だより

● **広報・広聴** 52・53ページ
広報しばた／ホームページ／
エフエムしばた／市長への手紙／
市政懇談会

● **情報公開** 53ページ
情報公開制度／個人情報保護制度

● **税金** 54~56ページ
市税の種類／個人市民税／
軽自動車税／固定資産税／
その他の市税／
税に関する証明／納期など

● **指定金融機関** 57ページ
指定金融機関等店舗一覧表

● **選挙** 57ページ
選挙人名簿登録／不在者投票



まつり・イベント

58・59ページ

新発田の春まつり／あやめまつり／城下町新発田ふるさとまつり／義士祭／月岡温泉「どんど祭り」／
赤谷どんづきまつり／その他まつり・イベント



公共施設

60~70ページ

● **観光施設** 60・61ページ
新発田城／清水園・足軽長屋／
五十公野御茶屋／市島邸／旧県知事公舎
記念館／ふるさと会館／月岡温泉／
新発田温泉あやめの湯／白壁兵舎／
ほづきのみ／諸谷虹児記念館／
カリオン文化館

● **公園施設** 62ページ
滝谷森林公園／五十公野公園／
新発田中央公園／月岡カリオン
パーク／真木山中央公園／
奉先堂公園

● **教育・文化施設** 63ページ
市生涯学習センター／市民文化会館／
市中央公民館／豊浦地区公民館／
市立図書館／学校開放

● **スポーツ施設** 64・65ページ
カルチャーセンター／サン・ビレッジしばた／
真木山中央公園野球場／五十公野公園野球場／
市民プール／中央公園テニスコート／
五十公野サン・スポーツランド／グリーン
スタジアムしばた／五十公野公園ゲート
ボール場／真木山中央公園ゲートボール場／
豊浦総合運動施設／中井体育館／市弓道場／
屋外照明施設(猿橋中学校)／高齢者レク
リエーションセンター／五十公野公園テニス
コート／豊浦体育センター／真木山中央公園
多目的練習場

● **コミュニティ施設** 66ページ
五十公野コミュニティセンター／
猿橋コミュニティセンター／
佐々木コミュニティセンター／
住吉コミュニティセンター／
豊町ふれあいコミュニティセンター／
御幸町ふれあいコミュニティセンター／
隣保館

● **各種施設** 67ページ
いきいき館／サン・ワークしばた／
虹の里交流館／老人福祉センター金蘭荘／
児童センター／高齢者生きがいセンター／
ボランティアセンター

● **市内施設一覧** 68~70ページ
(表)市の主要機関・施設(広域行政含む)／(表)
スポーツ施設／(表)福祉・保健施設／(表)
文化・観光施設／(表)県の主要機関・施設／(表)
国の主要機関・施設／(表)幼稚園・保育園／(表)
小学校／(表)中学校／(表)高等学校・短期
大学・大学・各種学校



団体紹介

71ページ

文化団体／スポーツ団体／ボランティア団体／国際交流団体／高齢者のための団体／勤労青少年団体



ガイドマップ

72~76ページ

新発田市全域図／新発田エリアマップ／豊浦エリアマップ／市庁舎周辺図／五十公野周辺図



結婚するとき

婚姻届……………	18
国民健康保険……………	34
国民年金……………	37



赤ちゃんが生まれるとき

出生届……………	18
その他の申請……………	28
国民健康保険……………	34



子育て中の方へ

休日・土曜夜間救急診療……………	6
育児相談会……………	27
乳幼児健診・予防接種……………	29・30



高齢者の方へ

老人医療……………	44
介護保険サービス……………	44・45
介護予防・支援サービス……………	46・47



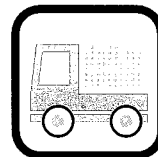
教育

育児いじめ相談……………	26・27
教育……………	33
教育・文化施設……………	63
幼稚園・小・中学校……………	70



緊急災害

地震のときは……………	10
非常持ち出し品・備蓄品……………	11
火災のときは……………	11
災害時の避難場所……………	11



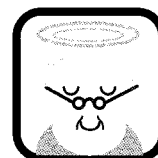
引っ越しのときは

上・下水道……………	12・13
届け出……………	19
引っ越しのときは……………	22・23
電気・ガス・電話……………	23



障害のある方へ

手帳の交付……………	40
各種障害者福祉サービス……………	41～43
補装具の購入費等の補助……………	41
更生医療……………	41



家族が亡くなりました

死亡届……………	18
ひとり親家庭になったら……………	32
国民健康保険(葬祭費)……………	35

新発田市役所
新発田市ホームページ
新発田市暮らしのガイド



新発田市役所 〒957-8686 新潟県新発田市中央町4-10-4

月～金曜日 ― 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜、祝日、12月29日～1月3日は閉庁)

☎ 0254-22-3101 ファックス 22-3110



新発田市ホームページ 新発田のさまざまな情報をお知らせします

<http://www.city.shibata.niigata.jp>

新発田市暮らしのガイド

- 発行 新発田市
- 編集 市長公室秘書・広報課
- 発行日 平成15年7月
- 企画・制作 アートグラフィック新潟

※このガイドブックに掲載した内容は平成15年7月現在のものです。そのため、内容によっては変更となる場合もありますのでご了承ください。



この印刷物は環境に優しい再生紙と、大豆油を使ったインクで制作しました。



ラジオアガット(エフエムしばた) 76.9MHz
 ☎ 0254-23-8800 ファックス 0254-23-8810 ■JOZZ-4AE-FM ■周波数76.9MHz ■出力20W
 ホームページ <http://www.agatt769.co.jp> メールアドレス agatt769@topaz.ocn.ne.jp

資料8 合併記念事業一覧

期 日	事業名	備 考
6月27日 ～29日	新発田市・豊浦町合併記念 第26回手工芸展・水墨画 展	【会場】新発田市生涯学習センター ・新発田市民及び豊浦町民の手工芸・水墨画の作品を展 示
7月5日	七夕・出逢いの物語	【会場】中心市街地の大通り ・新発田市と豊浦町の子供達が作った短冊や七夕飾りを 商店街のアーケードに飾りつけた ・新発田市と豊浦町の特産品販売、和菓子配布、民謡、 よさこいソーランの共演 ・両市町の小学生による和太鼓演奏 ・マーチングパレード、大道芸など
7月7日	新発田市・豊浦町 合併記念式典	【会場】新発田市民文化会館 ・記念式典の開催
7月12日	新発田市・豊浦町合併記念 夕涼み交流ウォーク	【会場】新発田市カルチャーセンター ～月岡カリオンパーク ・市中心部から出発し、豊浦地区を歩き、ゴールを目指し た ・ゴールの月岡カリオンパークで、「子どもよさこいソーラ ン」などの交流イベント実施
7月23日	新発田市・豊浦町合併記念 ミュージカル「アテルイ」	【会場】新発田市民文化会館 ・合併記念公演として開催
7月26日	新発田市・豊浦町合併記念 和太鼓・よさこい物語	【会場】中心市街地の大通り ・合併記念ナイトバーゲンや和太鼓演奏、よさこいソーラ ン、テント村（飲食、特産品の販売）
7月26日 ～27日	新発田市・豊浦町合併記念 宝くじスポーツフェア 『あなたのまちに名球会が やってくる』新発田市大会	【会場】五十公野公園野球場 ・指導者研修会 ・名球会野球教室（小中学生を対象） ・名球会との親善試合（名球会 vs 新発田市・旧豊浦町選 抜チーム）
8月3日 ～6日	新発田市・豊浦町合併記念 第23回日韓親善スポーツ 交流大会	【会場】五十公野公園陸上競技場 他 ・新発田市の友好都市である大韓民国議政府市との親善 スポーツ交流大会 ・合併を記念して豊浦地区の月岡温泉を宿泊地とし、温 泉街のイベント「月の夏祭り」に、両国の子どもたちが 参加 ・サッカー、柔道、陸上、剣道、卓球の5種目で子どもたち のスポーツ交流を実施 ・エキシビジョンゲームとして、新発田市本部役員と議政 府市本部役員のサッカー試合を実施
8月26日 ～29日	新発田市・豊浦町合併記念 城下町新発田 ふるさとまつり	【会場】諏訪神社周辺、中心市街地の大通りほか ・民謡流しやパレードに豊浦地区からも参加

9 月 11 日	新発田市・豊浦町合併記念 交通安全フェスタ	【会場】新発田市カルチャーセンター ・合併を記念して開催 ・パネルディスカッションやアトラクションを実施
9 月 14 日	新発田市・豊浦町合併記念 2003市民健康づくり運動 大会	【会場】五十公野公園陸上競技場 ・豊浦地区を含む約 1,000 人の市民がチーム対抗種目、 オープン種目等に参加
10 月 12 日	新発田市・豊浦町合併記念 平成 15 年度市民茶会	【会場】清水園、足軽長屋、武家屋敷
10 月 18 日 ～22 日	新発田市・豊浦町合併記念 第 33 回新発田市 美術展覧会	【会場】新発田市カルチャーセンター

資料9 合併の経過

時 期	経 過
昭和61年 ～62年	新発田市議会、豊浦町議会へ両市町の一部境界変更についての請願が提出される S61.12 豊浦町大字荒町(上端地区)の一部境界変更 S61.12 新発田市大字上中山(見城第二地区)の一部境界変更 S62.12 新発田市大字五十公野(山王地区)の一部境界変更
平成元年2月	「新発田市大字上中山の一部境界変更についての陳情書」が、新発田市長へ提出される
平成4年5月	新発田市・豊浦町議員交流会発足 (その後新発田市・豊浦町議員協議会となる)
平成10年3月	新発田地域広域事務組合に、「広域行政体制整備検討委員会」を設置 広域連合等体制整備について協議・検討を開始
平成11年7月	「市町村の合併の特例に関する法律」の一部改正
平成12年3月	新発田地域広域事務組合の、広域行政体制整備検討委員会での議論終結 広域連合等体制整備についての協議・検討を終結
平成12年4月	「地方分権一括法」施行
平成13年2月	H13.2.1 新発田市・豊浦町議員協議会役員会開催 両市町の任意合併協議会設立を求める決議を、両市町6月定例会で行う方向で合意
	H13.2.13 「新潟県市町村合併促進要綱」公表 県の合併パターンは新発田市・豊浦町を含む新発田広域圏7市町村
平成13年3月	豊浦町議会主催の懇談会を、町内全 40 集落で実施(3月～4月)
平成13年4月	H13.4.17 新潟県市町村合併促進要綱の市町村長説明会開催 新発田広域圏7市町村長に対して、県総合政策部長から「新潟県市町村合併促進要綱」の説明が行われる
	H13.4.25 地域別知事・市町村長会議開催 県知事と下越地区(新発田・岩船圏域の 14 市町村)首長との懇談会
平成13年5月	H13.5.24 新発田市・豊浦町議員協議会総会 新発田市と豊浦町の任意合併協議会の早期設立に向けた決議を、両市町6月定例会で行うことを了承
	H13.5.31 新潟県市町村合併促進要綱の市町村議会議員説明会開催 新発田広域圏7市町村の議会議員に対して、県市町村合併支援課長から「新潟県市町村合併促進要綱」の説明が行われる
平成13年6月	H13.6.12 豊浦町議会 「新発田市・豊浦町の任意合併協議会の早期設立に向けた決議」を可決
	H13.6.15 新発田市議会 「新発田市・豊浦町の任意合併協議会の早期設立に向けた決議」を可決
	H13.6.28 新発田地域広域事務組合の広域行政体制整備検討委員会を解散

時 期	経 過
平成13年7月	H13.7.7 新発田地域広域事務組合に、「新発田広域圏市町村合併研究会」を設置 新発田広域圏7市町村は、新潟県市町村合併促進要綱に対応した市町村合併に関する研究検討を開始
	新発田市が庁内に「合併問題調査検討委員会」を設置
	新発田市が県作成の合併啓発パンフレットを増刷し市内全世帯へ配布
平成13年8月	新発田市が市民3,199人を対象に合併に関する住民意識調査を実施
平成13年10月	H13.10.10 市町村合併シンポジウム開催 (社)新発田青年会議所が、市町村合併シンポジウム「どうする新発田圏域市町村合併」を開催
	新発田市が合併に関する住民説明会を市内8会場で実施(10.17～11.4)
平成13年11月	H13.11.9 新発田市議会全員協議会 新発田市長が市議会全員協議会において、新発田市・豊浦町の任意合併協議会の設置に向けた検討を行うことを説明
	H13.11.9 第3回新発田広域圏市町村合併研究会開催 同研究会を終結することで合意 同研究会席上新発田市長が、新発田市・豊浦町の任意合併協議会の設置に向けた検討に入ることを表明し了承を得る
	H13.11.26 第1回新発田市・豊浦町任意合併協議会設立準備会を開催
	H13.11.29 新発田市・豊浦町の合併の促進を求める請願書 住民団体「豊芝会」から、新発田市長へ「新発田市・豊浦町の合併の促進を求める請願書」が提出される
平成13年12月	H13.12.20 第2回新発田市・豊浦町任意合併協議会設立準備会を開催
平成14年1月	豊浦町が合併に関する住民説明会を町内全40集落で実施(1.21～2.8)
	H14.1.25 第1回新発田市・豊浦町合併推進協議会(任意協議会)を開催 規約制定、役員選出
平成14年2月	H14.2.14 第2回新発田市・豊浦町合併推進協議会を開催 合併の基本項目を協議
	H14.2.21 市町村合併推進講演会開催 テーマ「鹿嶋市の誕生とその経過」 新発田市・豊浦町合併推進協議会主催事業として、合併先進地の茨城県鹿嶋市企画課長を講師に招き講演会を実施 (合併推進協議会委員、両市町議員、職員等約180名参加)
平成14年3月	H14.3.18 新発田市・豊浦町合併推進協議会 第1回幹事会を開催 協議会へ提案する事項を協議・調整するため、規約に基づき幹事会を設置 (幹事長:新発田市助役、副幹事長:豊浦町助役、幹事:新発田市収入役、新発田市教育長、豊浦町教育長)

時 期	経 過
平成14年4月	H14.4.1 新発田市に合併推進課を新設
	新発田市・豊浦町合併推進協議会 専門部会の設置 幹事会の下部組織として、協議会規約に基づき8つの専門部会を設置 (企画・総務、福祉、産業経済、建設、教育、行政委員会、建設計画策定、電算)両市町の部課長等がそれぞれ専門部会員となる
	各専門部会に分科会を設置 専門部会の下部組織として、新発田市の課等の単位で両市町職員による分科会を設置(35分科会) 分科会ごとに行財政調整方針(案)作成作業を開始
	H14.4.24 豊浦町議会議長から新発田市議会議長への申入れ 合併の方式、合併の期日、議会の議員の任期及び定数について
	H14.4.26 新発田市・豊浦町合併推進協議会の住民代表委員による懇談会開催
平成14年5月	H14.5.22「協議会だより」第1号を発行
	H14.5.30 豊浦町との「合併方針」の撤回をもとめる要望書 「日本共産党新発田市委員会と日本共産党新発田市議会議員団」から、新発田市長へ「豊浦町との『合併方針』の撤回をもとめる要望書」が提出される
平成14年6月	H14.6.2 第3回新発田市・豊浦町合併推進協議会を開催 ※合併の基本項目協議・承認 合併の方式「豊浦町を新発田市へ編入」 合併の期日「平成15年7月上旬」 合併までの全体スケジュールを確認 行財政調整・建設計画策定の基本方針・基本姿勢を承認
	H14.6.13 新発田市・豊浦町合併推進協議会 第2回幹事会を開催
	H14.6.17 新発田市と豊浦町が新潟県から合併重点支援地域に指定される
平成14年7月	H14.7.1 第4回新発田市・豊浦町合併推進協議会を開催 協議スケジュール確認 行財政調整方針案(レベルC)協議・承認
	H14.7.1 新発田市・豊浦町合併推進協議会 第1回行財政調整委員会を開催 委員会役員を選出
	H14.7.1 新発田市・豊浦町合併推進協議会 第1回建設計画策定委員会を開催 委員会役員を選出
	H14.7.10「協議会だより」第2号を発行
	H14.7.15 新発田市・豊浦町合併推進協議会 第3回幹事会を開催
	H14.7.29 新発田市・豊浦町合併推進協議会 第4回幹事会を開催

時 期	経 過
平成14年8月	H14.8.3 新発田市・豊浦町合併推進協議会 第2回行財政調整委員会を開催 行財政調整方針案(レベルB)協議
	H14.8.3 新発田市・豊浦町合併推進協議会 第2回建設計画策定委員会を開催 建設計画(基本構想、基本計画)協議
	新発田市が、合併に関する住民説明会を市内12会場で実施(8.5～8.10)
	H14.8.19 第5回新発田市・豊浦町合併推進協議会を開催 行財政調整方針案(レベルB)協議・承認 建設計画(基本構想、基本計画)協議
	H14.8.24 新発田市・豊浦町合併推進協議会 第3回行財政調整委員会を開催 行財政調整方針案(レベルA)協議
	H14.8.24 新発田市・豊浦町合併推進協議会 第3回建設計画策定委員会を開催 建設計画(登載事業、財政計画)協議
	豊浦町が、合併に関する住民説明会を町内小学校区4会場で実施(8.22～8.30)
	H14.8.30 新発田市と豊浦町との合併推進に関わる申し入れ書 住民団体「新発田市の合併問題を考える市民の会」から、新発田市長へ 「新発田市と豊浦町との合併推進に関わる申し入れ書」が提出される
平成14年9月	H14.9.2 第6回新発田市・豊浦町合併推進協議会を開催 行財政調整方針案(レベルA)協議・承認 建設計画(基本構想、基本計画、登載事業、財政計画)協議・承認 地域審議会については法定協議会で改めて協議 任意協議会における協議を終了し法定協議会設置を了承
	H14.9.17 法定協議会設置議案議決(両市町議会同日議決) 法定協議会設置の告示(両市町同日告示) H14.9.30 設置
	H14.9.26 県知事へ法定協議会設置の届出(新発田市長、豊浦町長)
	H14.9.30「協議会だより」第3号を発行
	H14.9.30 第1回新発田市・豊浦町合併協議会(法定協議会)を開催 協議会運営規程、予算案等承認 合併協定書(案)の提案・協議 新発田市・豊浦町合併まちづくり計画(案)の提案・協議 地域審議会 協議・承認 ⇒ 「合併後、新市において地方自治法に基づく 付属機関を設置する」

時 期	経 過
平成14年10月	H14.10.10 第2回新発田市・豊浦町合併協議会を開催 合併協定書(案)協議 ⇒ 原案のとおり承認 新発田市・豊浦町合併まちづくり計画(案)協議 ⇒ 原案のとおり承認 法定協議会における実質協議終了
	H14.10.11 新市建設計画の県知事協議 新発田市・豊浦町合併まちづくり計画について、法定協議会会長(新発田市長)が合併特例法に基づき県知事へ協議書提出 ⇒ H14.11.5 県知事「異議無し」の回答
	H14.10.18 新発田市・豊浦町合併推進協議会(任意協議会)解散
	H14.10.22「合併協議会だより」創刊号発行
平成14年11月	H14.11.6 新発田市・豊浦町合併協定調印式
	「新発田市・豊浦町合併協議報告書」を新発田市・豊浦町全世帯へ配布
平成14年12月	H14.12.3 新発田市議会 新発田市・豊浦町合併関連4議案を議決 (廃置分合、財産処分、議員の在任、農業委員の任期)
	H14.12.9 豊浦町議会 新発田市・豊浦町合併関連4議案を議決 (廃置分合、財産処分、議員の在任、農業委員の任期)
	H14.12.10 新発田市・豊浦町で廃置分合にかかる協議を行い同日告示
	H14.12.16「合併協議会だより」第2号発行
	H14.12.19 県知事へ廃置分合の申請(新発田市長、豊浦町長) 「北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入する」
平成15年3月	H15.3.12 第3回新発田市・豊浦町合併協議会を開催 (1) 合併の手続きについて報告 (2) 豊浦支所の機能について報告 (3) 住所変更、届出等にかかる住民周知について報告
	H15.3.20 県議会において新発田市・豊浦町の廃置分合議決
	H15.3.20 県知事が新発田市・豊浦町廃置分合処分を決定し総務大臣へ届出
	豊浦町が「豊浦支所ガイドブック」を作成し町内全世帯へ配布
平成15年4月	H15.4.11 新発田市・豊浦町の廃置分合の総務大臣告示 「地方自治法第7条第1項の規定により、新潟県北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市へ編入する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第6項の規定に基づき、告示する。 右の処分は、平成15年7月7日からその効力を生ずるものとする。」

時 期	経 過
平成15年 6 月	H15.6.8 豊浦町閉町記念事業「とようらまち夢フェスティバル」
	H15.6.18 豊浦町閉町式典
	H15.6.25 新発田市議会 合併関連条例制定・改正議案を議決（豊浦支所設置条例、特別参与の設置 条例、本田財産区議会設置条例など、合併関連62条例）
	H15.6.30 新発田市・豊浦町合併協議会（法定協議会）廃止
平成15年 7 月	H15.7.4 豊浦町閉庁式
	H15.7.5 新発田市・豊浦町合併記念事業「七夕・出逢いの物語」
	H15.7.7 新発田市・豊浦町合併施行 豊浦支所開所式 新発田市・豊浦町合併記念式典 新発田市本田財産区議会の設置告示
	H15.7.17 新発田市議会臨時会（合併後初議会）
	新発田市が「暮らしのガイド」改訂版を作成し、合併後の全世帯へ配布